

社会福祉法人東京都社会福祉事業団による東京都社会福祉総合学院の運営等に関する調査特別委員会調査報告書

本委員会は、平成17年3月14日の予算特別委員会において、民主党の行った東京都社会福祉事業団に関する質問に対する濱渦副知事の答弁を発端として、東京都社会福祉総合学院の運営等を調査することを目的に、平成17年3月16日に設置され、事実の解明のための調査を行ってきたが、平成17年6月6日に本課題の調査を終了したので報告する。

平成17年6月6日

社会福祉法人東京都社会福祉事業団による東京都
社会福祉総合学院の運営等に関する調査特別委員会

委員長 山 崎 孝 明

東京都議会議長 内 田 茂 殿

目 次

1 調査の概要
～「100条委員会」設置から今日までの経緯～・・・・・・ 1

2 調査特別委員会の設置について
(1) 調査特別委員会設置の経緯・・・・・・ 7
(2) 委員会の権限と調査事項・・・・・・ 8
(3) 調査の視点・・・・・・ 9

3 委員会の実施状況・・・・・・ 10

4 調査結果
(1) 社会福祉総合学院に関する法的問題・・・・・・ 11
(2) 疑惑捏造の経緯と責任・・・・・・ 11
(3) 出頭拒否と偽証・・・・・・ 12
(4) 告発と問責・・・・・・ 14
(5) 執行機関への要望・・・・・・ 15

5 調査の結果明らかになった事項
(1) 本件の概要・・・・・・ 17

- ① 社会福祉総合学院の設置の経緯
- ② 社会福祉総合学院の運営委託と空き教室の有効活用のための専門学校への貸与の経緯
- ③ 包括外部監査報告の指摘について
- ④ 包括外部監査報告の事前説明後の執行機関側の対応について
- ⑤ 「東京都社会福祉総合学院の運営に関する調査改善委員会」の設置

(2) 調査結果（詳細）・・・・・・ 22

- ① 学校設立手続きの違法性の有無
- ② 財産管理面の違法性の有無
- ③ 定期建物賃貸借契約の有効性
- ④ 補助金の支出の適法性
- ⑤ 包括外部監査報告への認識と対応について
- ⑥ 予算特別委員会における副知事発言の真意について
- ⑦ 予算特別委員会における民主党質問が行われた経緯

《 証人尋問 》

§ 1	証人尋問の概要	
	第3回委員会（平成17年3月29日）の概要	33
	第4回委員会（平成17年3月30日）の概要	37
	第6回委員会（平成17年4月19日）の概要	38
	第7回委員会（平成17年4月22日）の概要	44
	第8回委員会（平成17年4月25日）の概要	48
	第10回委員会（平成17年5月12日）の概要	50
§ 2	相違する証言の主な内容	54

《 資料編 》

§ 1	社会福祉法人東京都社会福祉事業团による東京都社会福祉 総合学院の運営等に関する調査特別委員会設置要綱	59
§ 2	委員名簿	60
§ 3	記録一覧表	61
§ 4	平成16年度包括外部監査報告における社会福祉 総合学院に対する指摘事項(抜粋)	68
§ 5	予算特別委員会会議録(抜粋)	78
§ 6	石原知事定例記者会見録(平成17年2月25日分抜粋)	78
§ 7	地方自治法関連条文	79
§ 8	社会福祉総合学院設置から特別委員会設置 に至る動き(年表)	81

1 調査の概要

～「100条委員会」設置から今日までの経緯～

✦ 「100条委員会」の設置

社会福祉総合学院は、少子高齢社会の到来に備え、実践的で高い専門性を有する人材を養成する機関として、社会福祉事業団が設置し、平成13年4月開校した。学院では、夜間通学、通信課程によるリカレント教育（現職継続教育）を実施していたが、社会経済状況の変化や切迫した都財政の状況を踏まえ、民間の活用を積極的に図ることで、質の高い教育と運営経費の縮減を目指すこととした。この方針の下、平成14年4月から、敬心学園に夜間、通信のリカレント教育を委託するとともに、昼間の空き教室を活用した通学課程を敬心学園が設置する臨床福祉専門学校の自主事業として行うこととした。財産運用の面では、事業団への所有地無償貸付を継続した上で、学院の建物を敬心学園に一括して貸付けることで、年間5,000万円超の賃貸料収入を確保できたのである。こうした学院の運営スキームは、平成14年4月から現在に至るまで継続し、3か年にわたり予算も措置されるとともに、平成15年度の予算概要では、「財政再建への積極的な取組」として取り上げられた。

また、社会福祉総合学院の運営は、平成16年度包括外部監査の対象となったが、本年2月23日、議会に報告された監査結果では、夜間通学課程の運営方法の見直し、都補助金の削減、物品管理の適正化といった、今後、改善すべき事項が指摘されただけである。

にもかかわらず、包括外部監査報告以降、現在の学院の運営に大変な問題があるとの見解が、様々な場面で主張されはじめた。

まず、2月23日の監査公表日当日、ある新聞の朝刊では、「専門学校に不適切便宜」という刺激的な見出しの下、社会福祉事業団に都が無償で貸し付けた土地と都の補助金で建設した社会福祉総合学院の建物が、特定の学校法人に転貸されているという記事に加え、財務局の話として、「どういう契約を結んだかが問題になる」と掲載された。

さらには、2月25日の知事記者会見において、「学校なんて前後併せて3か月でできるもんじゃない。しかも、残っている文書に特例中の特例だとか念書なるものがあるって、これは大変な問題だと思う。けが人が出るかもしれない」との発言があった。

そして、3月14日の予算特別委員会において、民主党の中村議員の質

間に呼応する形で、予算を提案している側である濱渦副知事から都の補助金が不法であるかのごとき答弁があり、平成14年4月から現在の方式で運営されている社会福祉総合学院の運営が違法、不法の状況にあるのではないかとの疑念が一気に高まった。

こうした流れを受けて、議会としては、学院の運営に本当に違法性があるのか、このことを中心に、徹底的に調査すべく35年ぶりとなる、いわゆる「100条委員会」の設置が全会派一致で決定されたのである。

✦ 調査結果

本委員会は、3月16日の第1回委員会以降、6月6日の報告とりまとめまで13回にわたり開催した。この間、延べ13人に対する証人尋問、157点にのぼる記録請求など精力的に調査を行い、様々な事実を明らかにした。当委員会における調査事項は、調査の力点から見て、大きく二つに分けられる。4月25日の第8回まで、社会福祉総合学院に関する法的問題について徹底的に調査し、問題なしとの結論を得た上で、第9回以降は、何故、学院の運営が問題とされたのか、その背景の解明に全力を尽くした。

① 社会福祉総合学院に関する法的問題

知事の記者会見、一部報道によって、学院の運営で問題と指摘された事項を重点に調査が進んだ。

まず、臨床福祉専門学校設立経緯である。2月25日の知事記者会見で、学校が3ヶ月程度でできるわけがない。「特例中の特例」と記載された文書、「念書」が出ており大変な問題。けが人が出る、など衝撃的な発言があった。しかし、本委員会の調査によって、学校設立申請から2か月で認可した例があること、「特例中の特例」は、私立学校審議会第一部会の議事録に記録されている文言であるが、校地を自己所有以外でも認める認可取扱内規の適用を表現したものであること、「念書」は、敬心学園から事業団に提出されたもので、5年間の契約期間の更新を無条件に保証するものではないことを確認したものであること、これが明らかとなり、専門学校の設置認可については、違法性がないことが明白となった。

次に、一部報道が、指摘している補助金及び契約関係である。報道で

は、社会福祉事業団に都が無償で貸し付けた土地と都の補助金で建設した社会福祉総合学院の建物が、特定の学校法人に転貸され、学校法人が学院施設の9割を使用するという不適正な実態があると指摘していた。

この点に関しても、本委員会では多数の証人尋問や記録分析を行った。その結果、所有地の転貸の事実はないことが明らかになった。建物については、社会福祉事業団と敬心学園との間で、平成14年4月に定期建物賃貸借契約を締結したが、そもそもこの契約は、学院事業の運営委託と併せて、空き教室の利用を図るための建物一括貸付契約であり、上記のような指摘はあたらない。調査の過程で、財務局財産運用部長から、定期建物賃貸借契約ではなく更新権が担保されているのではないかとの証言もあったが、記録請求により公正証書、合意確認書の存在が明らかになったことで、借地借家法第38条の定期建物賃貸借契約であることが確認された。都と社会福祉事業団が平成11年3月に結んだ、30年間の土地等無償貸付契約についても、公有財産管理運用委員会への付議など手続き上の問題について、関係局間において認識の相違はあるものの、内容について違法性は全くない。なお、都の補助金については、何ら違法性がないことを予算特別委員会で大塚副知事が答弁するとともに、本委員会の証人尋問において、財務局長も証言したところである。

以上のことから、学院の運営に関して、法的な問題はないことが明らかになったのである。

② 疑惑捏造の背景の解明

学院の運営に何ら問題がないことが明確になったことを受け、4月25日、山崎委員長から、以後の調査を、問題がないものを問題にした真の動機や疑惑捏造の過程といった背景の解明に重点を移すとともに、一刻も早く都政を正常化しなければならないという総括があった。委員長総括を踏まえ、本委員会の調査は第二の局面を迎えることとなる。

今回の件を問題化した濱渦副知事の動機は、これまでの調査によっても十分判明したとはいえないが、輪郭が明らかになりつつある。濱渦副知事は、3月14日の予算特別委員会で、「都民の財産でありますから、正当な形に戻さないといけない」「本来の形に戻すのが一番かと思っております」と答弁した。この本来の形に戻す、ということが何を意味するのか。本委員会の調査によって、濱渦副知事と櫻井出納長が中心となって進めている都所有財産利活用の中で、社会福祉保健医療研修センターを

社会福祉総合学院に移転し、同研修センター跡地を売却する構想があったことが明らかとなった。この構想の実現のためには、学院の施設を敬心学園に一括して貸付けている定期建物賃貸借契約を解消することが絶対的な条件となり、まさに、このことが「本来の形に戻す」という濱渦副知事の答弁の真意ではないか、そのようにも考えられるのである。

また、5月12日の本委員会に提出された都職員の陳述書によって、民主党の富田議員が濱渦副知事から、知事記者会見で話があった「けが人」は、内田議長と石川千代田区長であることを明かされた事実が判明した。本委員会の調査では、この二人は今回の件と何の関係もないことが明らかとなっている。全く根も葉もないことであるが、濱渦副知事がことさら疑惑を捏造しようとする動機として、二人の政治家の追い落としがあったことがうかがわれるのである。

研修センター跡地の売却と政治家の追い落としのために、濱渦副知事、櫻井出納長が議会、マスコミ、さらには知事まで利用してきた実態も明らかになった。

5月12日、内田議長の証言と都職員の陳述書によって、濱渦副知事と民主党との間の、予算特別委員会の質疑に関する事前調整の状況が明るみに出た。濱渦副知事が民主党に対して質問を執拗に働きかけ、これを拒みきれなかった民主党の困惑が明らかになったのである。3月29日の濱渦副知事の民主党への働きかけは行っていないとの証言は明らかに偽証であり、本委員会において、同日、濱渦副知事の偽証を賛成多数で確認した。

また、2月25日の知事記者会見の前日、都道府県会館で櫻井出納長が知事に対して、学院の運営について説明を行ったことが出納長本人の証言により明らかとなった。説明資料を記録請求したが、この資料を用いて説明しただけでは、記者会見における知事の発言にはつながらず、ましてや「けが人」の氏名などどこにも記載されていない。何らかの意図を持った、恣意的な説明が知事に対して行われたことは疑いようがないのである。

以上のように、疑惑捏造の背景についても一定程度解明された。しかしながら、偽証を行う不誠実な証人に対して、これ以上の追及は困難であり、百条委員会としての限界でもある。疑惑捏造の真の動機など背景の解明を尽くすためには、もはや司直の手にゆだねるしかない、本委員会としてはそのように判断するものである。

✦ 出頭拒否及び偽証

真相解明の場である本委員会において、真実をゆがめ、事実を隠蔽しようとする許しがたい行為が見られた。こうした行為については、厳正に対処していかなければならない。

その一つが、民主党の富田議員の出頭拒否である。3月14日の予算特別委員会における質疑の経緯を解明するためには、民主党の政策責任者である富田議員の証人尋問が不可欠と判断し、再三にわたり出頭を求めた。しかしながら、同議員は、3度にわたる出頭要請をいずれも正当な理由なく拒否し、真実の証言を拒んだのである。このあるまじき行為に対し、本委員会では、5月16日、告発に該当するものと判断し、本会議においてその議決を求めることを賛成多数で決定した。

なお、富田議員の喚問については、議員の政治活動の自由を保障すべきとの観点から、証人喚問に反対する少数意見があった。

次に、濱渦副知事の偽証である。前述したとおり、3月29日の民主党との事前調整に関する同副知事の証言は、内田議長の証言と都職員の陳述書によって、偽証であることが明らかとなったため、5月12日にこの証言を虚偽の陳述と認定、5月31日、告発に該当するものと判断し、本会議においてその議決を求めることを賛成多数で決定した。

このほかにも、虚偽の陳述である疑いが濃厚となった証言もある。2月2日付け弁護士意見について、濱渦副知事、櫻井出納長、松澤財務局長、宮川財産運用部長のいずれもがその存在を否定する証言を行った。しかしながら、この弁護士意見は、財務局以外に作成する意味も動機もなく、明らかに財務局において作成されたものと断じざるを得ない。真実の証言が得られれば、弁護士意見が疑惑捏造にどのように利用されてきたのか、そうした背景の解明も大きく進むものと考えられる。

さらに、櫻井出納長は、4月22日の証人尋問で、2月24日、公用車での帰宅途中、出納長の他1名の同乗者があった旨証言した。その後この同乗者の氏名を記録請求したが、「記憶に無い」との理由で提出を拒否している。しかし、2月24日は、知事に対して学院の運営を説明した当日であり、通常であれば特に記憶に残る日である。その日の同乗者の記憶が無いなどあり得ず、資料の提出拒否である疑いが強い。この他、櫻井出納長は、記者会見前に知事に誤った情報を与えて疑惑を捏造した行為、社会福祉総合学院に関する調査改善委員会において、本委員会の対策として事前調整を画策した行為など、本委員会に対し不誠実な対応を繰り返し行って

きた。これらの櫻井出納長の行為は、本委員会が目指す真実の究明を妨げる行動として目に余るものであり、5月31日の委員会において、問責決議に値する行為があったと認め、議会運営委員会に協議を求めることとした。

✦ 結論

以上のとおり、本委員会の調査は、様々な事実を明らかにした。社会福祉総合学院の運営には何の問題も無いことが、徹底した調査の結果明らかになった。瀧渦副知事を中心に、法的に問題が無いものが疑惑の対象とされ、議会や知事まで利用し、あたかも法的に問題があるがごとく捏造された経緯がつまびらかになったのである。さらに、真相の究明の場である当委員会への出頭拒否、証人尋問における偽証の存在も明るみになり、都政の信用も失墜した。

瀧渦副知事などの許されざる行為によって、都政は混乱し、著しい停滞を招いている。さらに、この混乱は、庁内のみならず都民にまで影響を及ぼしている。敬心学園が被った風評被害、学生の方々の不安の声、こうした民間、都民まで巻き込んだ深刻な状況も明らかになった。

この責任は、厳しく問われるべきである。都政の混乱と停滞の責任を明確にすることで、この混乱に終止符を打ち、新しい都政、生まれ変わった都政によって、都民の負託に答えていかなければならない。

2 調査特別委員会の設置について

(1) 調査特別委員会設置の経緯

「社会福祉法人東京都社会福祉事業団による東京都社会福祉総合学院の運営等に関する調査特別委員会」は、東京都議会平成17年第一回定例会の、3月14日の予算特別委員会における民主党議員の東京都社会福祉事業団に関する質問に対する、濱渦副知事の「不法・不当」答弁を発端として、3月16日に設置された。

地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置は、都議会で35年ぶりのことである。設置の経緯は次のとおり。

平成17年3月14日

◆ 予算特別委員会（資料参照）

- ・ 民主党中村議員が、監理団体改革に関する質問の中で、平成16年度包括外部監査報告において、指摘や意見のあった東京都社会福祉事業団に関して質問。
- ・ 担当局長ではなく、濱渦副知事が答弁。
- ・ この中で、濱渦副知事は、東京都社会福祉総合学院に関して、東京都が社会福祉事業団に支出している補助金について、「補助金が正当ではないかもしれない」、「財産が正当な形で、不法でない形で処理がされないといけない」などと発言。
- ・ これに対し、予算を提案する執行機関側から、予算に対して疑念を発する答弁を行うのはおかしいとして、委員会を休憩し、理事会が開かれた。

◆ 予算特別委員会理事会

- ・ 理事会で協議の結果、「事の重大性にかんがみ、議会運営委員会にその取り扱いを一任」することになった。

平成17年3月15日

◆ 議会運営委員会

- ・ 地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置し、東京都社会福祉総合学院に関する調査を行い、真相を究明することで全会派が一致した。

平成17年3月16日

◆ 本会議

- ・ 本会議が開かれ、議員動議により設置要綱（資料参照）に基づく100条調査特別委員会の設置が提案され、全会派の賛成により、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会が設置された。

(2) 委員会の権限と調査事項（要綱参照）

① 委員会の法的根拠と権限

地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項ないし第11項に基づく調査を行うため、同法第110条第1項及び東京都議会委員会条例第4条により特別委員会を設置した。

② 調査事項

社会福祉総合学院に関する次の事項

- i) 学院に関する平成16年度包括外部監査結果に対する東京都の対応
- ii) 学院の設立の経緯及び運営の状況
- iii) 学院に関連する財産管理の状況
- iv) 事業団が学院に関連して東京都から受けた補助金の執行状況
- v) 事業団が福祉人材養成事業に関して学校法人と締結した契約内容
- vi) その他調査に必要な事項

③ 委員会の公開

本委員会は、「開かれた都議会」を実現し、また、都民の高い関心に応えるため、社会福祉総合学院に関する疑惑解明について、広く都民に公開することとした。このため、3月29日の証人尋問から、通常の委員会室ではなく、予算特別委員会の会場を使用し、傍聴席を大幅に増やし69席を確保するとともに、庁内放送で委員会審議の全模様を放映した。

また、報道機関のカメラ撮影・テレビ放映についても、冒頭部分だけでなく全面的に撮影を認めた。さらに、速記録は、都議会ホームページに掲載するなど、委員会の公開に努めた。

(3) 調査の視点

① 違法・不当の有無

社会福祉総合学院の学校設立手続き、財産管理、契約、補助金について違法性・不当性がなかったかどうかを明らかにする。

② 疑惑捏造の経緯と責任

①により違法性・不当性がなかったと判断した場合、なぜ濱渦副知事がこれを違法・不当とし、社会福祉総合学院を問題化しようとしたのか、その経緯と責任の所在を明らかにする。

3 委員会の実施状況

本委員会は、平成17年3月16日の設置から、平成17年6月6日の委員会報告の取りまとめまで、計13回開催された。

回数	開催日	審査・調査の概要
第1回	17. 3. 16	・委員長、副委員長及び理事の互選等
第2回	17. 3. 23	・記録請求 (No.1~83)
第3回	17. 3. 29	・証人尋問／瀧渦武生 (都副知事) 赤星経昭 (都総務局長) 松澤敏夫 (都財務局長)
第4回	17. 3. 30	・証人尋問／幸田昭一 (都福祉保健局長)
第5回	17. 4. 8	・記録請求 (No.84~108)
第6回	17. 4. 19	・証人尋問／小林光俊 (学校法人敬心学園理事長) 宮川雄司 (都財務局財産運用部長) 山内隆夫 (都生活文化局長) 富田俊正 (東京都議会議員)【不出頭】 ・富田俊正氏の出頭拒否を正当な理由がないものと認定、再出頭請求
第7回	17. 4. 22	・記録請求 (No.109~114) ・証人尋問／櫻井 巖 (都出納長) 赤星経昭 (都総務局長)
第8回	17. 4. 25	・記録請求 (No.115~128) ・証人尋問／幸田昭一 (都福祉保健局長) 松澤敏夫 (都財務局長) 富田俊正 (東京都議会議員)【不出頭】 ・富田俊正氏の出頭拒否を正当な理由がないものと認定、証言を求める事項の補足説明の文書による通知、再々出頭請求
第9回	17. 5. 2	・記録請求 (No.129~150) ・証人尋問／富田俊正 (東京都議会議員)【不出頭】 ・富田俊正氏の出頭拒否を正当な理由がないものと認定
第10回	17. 5. 12	・記録請求 (No.151~157) ・証人尋問／内田 茂 (東京都議会議長) 幸田昭一 (都福祉保健局長) ・瀧渦武生氏の証言を偽証の陳述と認定
第11回	17. 5. 16	・各会派の意見開陳 ・富田俊正氏の出頭拒否は、告発に該当するものと判断し、本会議における告発の議決を求めることを決定
第12回	17. 5. 31	・瀧渦武生氏の虚偽の陳述は、告発に該当するものと判断し、本会議における告発の議決を求めることを決定 ・櫻井巖氏の行為及び本委員会委員柿沢未途氏の発言等は問責に値するものと認め、議会運営委員会に協議を求めることを決定
第13回	17. 6. 6	委員会報告のとりまとめ

4 調査結果

5月16日の各会派の意見開陳を踏まえ、調査結果について次のように総括する。

(1) 社会福祉総合学院に関する法的問題

社会福祉総合学院の設置の経緯及び現在の運営状況等について、違法性の有無について調査した結果、後述のとおり違法性はなかった。

- ① 学校設立手続きに違法性はなかった。
- ② 財産管理面に違法性はなかった。
- ③ 定期建物賃貸借契約は有効に成立している。
- ④ 補助金の支出は適法である。

これについては、3月25日の大塚副知事の予算特別委員会における「学院の現在の状況そのものについて違法であるという認識は全くもっておりません。」という発言及び3月29日の本委員会における濱渦副知事の「将来、包括外部監査人の意見等に沿った方向で改善していくに当たって、法令等に違反するということのないようにという趣旨で申し上げた」という発言からも明らかである。

この結果、学院の運営や補助金に対する疑惑は捏造されたものであるとの結論を得た。

* 5 調査の結果明らかになった事項 (2) 調査結果 (詳細) 参照

(2) 疑惑捏造の経緯と責任

5月12日の内田議長の証言及びそれを補完する陳述書により、疑惑捏造に至る事実及び経緯が明らかになった。

陳述者は、「富田政調会長が私に話された内容」としており、陳述書と内田議長の証言を併せると、次のような事実が明らかになった。

《 主な事実経過 》

- ・ 2月25日：知事の記者会見後、富田議員は濱渦副知事に呼ばれ、「予特で中村議員から質問をしてほしい、代表ネタではない、社会福祉総合学院の件について疑問点を並べてくれればよい」と依頼した。
(陳述書)

- ・ 3月3日：民主党名取議員が、議長室に内田議長を訪問し、「我が会派の富田が濱渦副知事からかなりしつこく予特で社会福祉総合学院のことで質問をするよう頼まれているので困っている」と話をし、内田議長は「質問はやらせないほうがいいんじゃないか」と話した。
(内田証言)
- ・ 3月8日：民主党富田議員、名取議員と濱渦副知事が会って、「結局、2問程度質問をやることとなった」(陳述書)
- ・ 3月9日：濱渦副知事、富田議員、中村議員で会談し、「質問の打ち合わせをした」。(陳述書)
- ・ 3月11日：名取議員が議長室に内田議長を訪問し、「その後いろいろの働きかけがあつて質問することとなった」と話した。
(内田証言)

これにより、予算特別委員会における民主党議員の質疑が、濱渦副知事の仕掛けによって行われたことが明らかになった。

濱渦副知事による疑惑捏造が、議会を利用して行われ、その後の都政の混乱と停滞を生むこととなった。

都政の混乱を招き、真正なる議会審議の場を疑惑捏造に利用した濱渦副知事の行為は断じて許されるものではなく、その責任は厳しく問われるべきである。

(3) 出頭拒否と偽証

① 富田議員の「正当な理由」のない出頭拒否

本委員会は、3月14日の予算特別委員会における民主党議員の質問に対する答弁を発端として設置された。この質問をするに至った経緯等を解明するためには、民主党の政策責任者である富田俊正議員の証言が不可欠であるという意見が多数を占めた。

本委員会は、このため、「民主党の政策責任者として東京都社会福祉総

合学院の運営に問題があるという認識に至った経緯及び理由並びに問題点の内容」「理事者側から資料等を受けて予算特別委員会での質問に至ったとの疑問があるが、この事実の解明」の2点を中心に富田議員の証言を求めるため、4月19日、25日、5月2日の3回にわたり、賛成多数で証人出頭を求めたが、富田議員は、いずれも次の理由から出頭を拒否した。

私には、地方自治法第100条第1項の規定による調査事項である「証言を求める事項」のいずれにも該当するものはなく、証言することはありません。これは地方自治法第100条第3項の「正当な理由」に該当するものと考えます。よって証人としての出頭はいたしかねます。

しかし、地方自治法第100条第3項が規定する「正当な理由」の有無は、証人ではなく本委員会が判断するものである。

また、出頭できない「正当な理由」とは、通常、病気、家族の慶弔、交通機関の事故など客観的な理由と解されている。このため、本委員会は、富田議員の出頭拒否には「正当な理由」がないと、賛成多数で認定した。

② 濱渦副知事の偽証

濱渦副知事は、3月29日の証言で、「民主党の議員に働きかけをしたことはないか」という尋問に対し、「私は、質問していただくようお願いしたことはございません。」と証言し、民主党への働きかけを否定した。

しかし、5月12日、内田議長の証言により、予算特別委員会の民主党の質問は、濱渦副知事の仕掛け、執拗なまでの民主党への働きかけによってなされたことが明白になった。このことは、補足説明の陳述書をもみても明らかである。

これにより、3月29日に本委員会で濱渦証人が「民主党に働きかけをしたことはない。」と証言したことは、虚偽の陳述であったことが明らかになり、5月12日の本委員会において、地方自治法第100条第7項の虚偽の陳述にあたりと賛成多数で認定した。

(4) 告発と問責

① 告発

以下の2名について、本委員会において告発に該当するものと判断したが、事の重大性に鑑み、これを議長に報告し、本会議における告発の議決を求めることを賛成多数で決定した。

対象者	告発趣旨	告発に該当する事実	決定月日
富田俊正 議員	出頭拒否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月19日、4月25日及び5月2日の本委員会に証人として出頭要請をしたが、「証言を求める事項」に該当するものはなく、証言することはないため、「正当な理由」に当たるとして出頭拒否を行った。 ・ このため、本委員会において、出頭拒否の「正当な理由」には当たらないとして認定した。 	5月16日
濱渦武生 副知事	虚偽の 陳述	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月29日の尋問において「民主党に質問するように働きかけをしたことはない」と証言した。 ・ 5月12日の内田議長の証言及びその証言を補完するための都職員の陳述書により、上記の証言が虚偽の陳述であったことが明らかになり、同日の本委員会において虚偽の陳述と認定した。 	5月31日

② 問責

以下の2名について、本委員会において問責に値するものと認め、議会運営委員会に協議を求めることを決定した。

対象者	問責に値する内容	決定月日
櫻井 巖 出納長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月25日の知事記者会見の前日に、知事に誤った情報を与え疑惑を捏造した行為 ・ 再三再四にわたり求めた記録を「記憶にない」とし提出を頑なに拒み審議を妨害した行為 ・ 学院に関する調査改善委員会において本委員会の対策として証言の事前調整を画策した行為 	5月31日

<p>柿沢未途 議員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記者会見において、本委員会を「人民裁判」とした発言 ・ 非公開扱いの記録に記載されている個人名についての繰り返しの発言 ・ 特定委員の尋問が長時間に渡ったため、証人を入院に追い込んだかのごとき発言 	<p>5月31日</p>
--------------------	--	--------------

(5) 執行機関への要望

① 都政運営の正常化

今回の疑惑捏造の背景には、瀧渦副知事が知事に挙げる情報と人事権を独占し、恐怖独裁政治となっている現在の閉塞された都政があり、その反感は都庁内に充満し、臨界点に達している。

本委員会の調査結果を踏まえ、混乱した都政を一日も早く正常化することを求める。

さらに、偽証を行い、都政を私物化し、恐怖政治を行った瀧渦副知事の許されざる行為に対し、その責任を強く求めるものである。

② 包括外部監査報告の在り方について

包括外部監査報告の指摘や意見のうち、是正が必要なものについては、今後、改善していくことを求めるものである。

また、包括外部監査報告は、議会、長等に提出すると規定されているが（地方自治法第252条の37第5項）、今回、議会に2月23日に報告される1か月以上前に、知事及び関係局長に事前報告がされている。

その後、包括外部監査の事前報告を利用して、副知事が独自調査を命じるなど一連の動きが起きている。

このため、今後、包括外部監査報告の在り方について再検討するよう要望する。

③ 社会福祉総合学院について

今回の社会福祉総合学院に係る疑惑捏造により、臨床福祉専門学校が被った風評被害は大きく、一日も早く同校の生徒が安心して勉学できるようにすることが求められる。こうした中、5月25日に「東京都社会福祉総合学院の運営に関する調査改善委員会」の報告書が提出され、今後の改

善方向が示された。

報告によれば、社会福祉総合学院は平成18年度末に廃止となり、敬心学園が経営する臨床福祉専門学校は、在学生在が卒業する平成20年度まで建物の使用が認められる。実施に当たっては、学校法人側の十分な理解が得られるように努めるとともに、今後、都民のために建物が有効活用されることを要望する。

④ 疑惑捏造の動機について

本委員会の調査により、濱渦副知事が疑惑を捏造したことが判明したが、その動機については必ずしも明らかにされたとはいえない。

都民の信頼回復を図るため、疑惑捏造の動機について明らかにすることを強く求める。

5 調査の結果明らかになった事項

(1) 本件の概要

① 社会福祉総合学院の設置の経緯

東京都は、本格的な少子高齢社会に対応するため、都立高等保育学院4校及び東京都社会福祉事業学校の既存の福祉人材養成機関を廃止（平成10年度から12年度）した。さらに、これらの事業を発展的に継承し、より実践的で高い専門性を備えた福祉人材を養成する新しい福祉人材養成機関を整備するため、「新たな福祉人材養成機関の基本計画」に基づき、平成9年12月、建物の基本設計に着手した。（校舎竣工：平成12年8月）

新たな福祉人材養成機関の基本計画（平成9年10月）

- 内容 リカレント（現職継続）教育
介護福祉士・社会福祉士の養成
- 形態 専修学校（1～3年）
- 定員 1学年：180名 総学生数：420人
- 建物活用 昼夜開講 ○ 整備主体 東京都

しかし、社会状況の変化や財政状況の悪化等を受け、当初の計画を変更し、整備主体を社会福祉事業団とし、また、事業内容も、介護福祉士等の養成を取りやめ、リカレント教育を中心に夜間のみ開講することとし、平成13年4月に社会福祉総合学院が開校した。

社会福祉総合学院の概要（平成13年4月開校）

- 内容 リカレント（現職継続）教育
- 形態 通学課程：夜間課程 2年制→1年制
(平成13年9月変更)
通信課程 1年8か月
- 定員 通学 80名 通信 200名
- 建物活用 夜間の通学中心

《 東京都と事業団の土地及び立木無償貸付契約の締結 》

平成11年3月25日、社会福祉事業団が、社会福祉総合学院を都有地に建設するに当たり、東京都は、社会福祉事業団に都有地を無償で30年間貸付ける契約を締結した。

東京都と社会福祉事業団の土地及び立木無償貸付契約の概要

- 貸付物件 練馬区石神井台3丁目 6612.45 m²
- 貸付期間 30年間
- 用途指定 社会福祉事業団が設置する福祉人材養成機関の用地等として使用すること（契約第4条）
- 転貸の禁止 社会福祉事業団の土地の転貸及び使用する権利の譲渡の禁止（契約第5条）

社会福祉事業団は、この都有地に社会福祉総合学院を建設した。建設費は金融機関から借入れ、その元利償還金を東京都が補助金として事業団に交付した。

平成12年8月 校舎竣工

- 建物所有 社会福祉事業団
- 建設費 2196百万円
- 建設費用 東京都が負担（元利償還金を補助）

② 社会福祉総合学院の運営委託と空き教室の有効活用のための専門学校への貸与の経緯

社会福祉総合学院は開校したものの、昼間の空き教室、都の補助金に頼った自立経営の困難さ、非効率な運営体制などの問題点があった。

このため、施設の有効活用と運営経費の削減を図るため、学院事業を民間事業者へ委託し、併せて当該事業者へ空き教室の有償貸付を行うこととし、平成13年10月に、民間事業者を公募プロポーザル方式で募集し、同年12月に学校法人敬心学園を事業者として決定した。

敬心学園は、昼間の空き教室を活用し、「臨床福祉専門学校」を新たに

設置するため、平成14年1月31日に練馬区に専門学校の設置認可申請を行い、同年3月25日に認可取得、同年4月1日に開校した。

《 社会福祉総合学院と臨床福祉専門学校の運営状況（16年度） 》

	課程	科	新入生	開講時期	運営形態
社会福祉総合学院	通学課程（夜間）	福祉経営科・福祉サービス科（1年生）	36人	平成13年4月	敬心学園に運営委託（平成14年4月より）
	通信課程	社会福祉士を目指す	229人		
臨床福祉専門学校	通学課程（昼夜）	臨床福祉学科など5学科（1年から4年生）	258人 （在校生374人）	平成14年4月	敬心学園が運営

《 事業団と敬心学園の「定期建物賃貸借契約」の締結 》

敬心学園に空き教室を有償で貸付けるため、平成14年4月1日、事業団と敬心学園は、5年間の定期建物賃貸借契約を締結した。

また、敬心学園から賃貸料収入を徴収したことにより、東京都から事業団に交付していた運営費補助金の削減を行った。

定期建物賃貸借契約

○ 建物の使用目的（2条）

事業団の委託事業及び敬心学園の福祉人材養成事業

○ 賃貸借の期間（4条）

平成14年4月1日から平成19年3月31日

本契約は、期間の満了により終了するが、東京都社会福祉総合学院運営事業者・借受者審査委員会において再度審査の上、再契約を可能とする。

③ 包括外部監査報告の指摘について

平成16年度の包括外部監査では、社会福祉事業団が監査対象の一つとなり、社会福祉総合学院についても指摘がなされた。包括外部監査報

告は、平成17年1月20日に知事ブリーフィング、1月28日事前説明会（各局局長など）を経て、2月23日に正式な報告書が議会に報告された。

包括外部監査における社会福祉総合学院についての意見及び指摘事項は次のとおり。（全文抜粋・資料参照）

◆ 意見及び指摘事項（概要）

i) 社会福祉総合学院通学課程の運営方法の抜本的な見直しについて（意見）

通学課程は、定員80名に対して、平成16年度入学者は32名。民間機関や区市町村においても多様な福祉教育が実施されている実情を踏まえ、学院通学課程の運営方法を抜本的に見直しされたい。

ii) 社会福祉総合学院の運営の改善について（意見）

建物の90%相当部分は特定の学校法人が使用し、賃貸料収入は事業団の収益事業として計上されている。学院の建物は、特定の学校法人が継続的に使用する可能性があるが、借入金償還額及び利息相当分は全て都からの補助金として事業団に支出されており、平成22年までに累積で約21億円が支出見込み。学院建物の賃貸料より維持コストの方が大きい。

都からの補助を極力削減できるよう学院の運営の在り方について抜本的な見直しを図られたい。この場合、現在の資産の活用方法について、都全体としての有効活用を検討されたい。

なお、事業団が契約を更新する場合には、賃貸料等の改定交渉を行うなどの対策を講じられたい。

iii) 学院における物品管理指導の改善について（指摘）

台帳記載の物品のうち一部が所在不明。よって事業団は、定期的に借受者に現品と台帳を照合することを求め、物品管理指導を徹底されたい。

④ 包括外部監査報告の事前説明後の執行機関側の対応について

i) 濱渦副知事及び櫻井出納長

1月28日の包括外部監査報告の事前説明の後、濱渦副知事は、2月2日に3局（総務局、財務局、福祉保健局）を呼び、部長級のPTをつくって社会福祉総合学院について調査するよう指示をした。

2月18日、3局は、3局PT報告書を濱渦副知事に報告した。

2月24日、櫻井出納長は、濱渦副知事同席の下、知事に社会福祉総合学院の調査結果について報告し、翌25日、知事が定例記者会見において、記者の質問に応じる形で社会福祉総合学院について言及した。(資料参照)

また、櫻井出納長は、事業団に対する元利償還金補助金の支払いについて3月2日に福祉保健局から出納長室に持ち込まれたものを、「学院の包括外部監査報告に対する局としての改善計画について提出がなければ困る」との理由で、執行を事実上停止した。(その後、3月30日に支出)

ii) 財務局

1月28日の事前説明会を受けて、財務局は、学院に関して法的問題がないかどうか顧問弁護士に相談するとともに、2月3日、3月2日の2回にわたって福祉保健局に対し、社会福祉総合学院の民間貸付けの経緯等について照会した。

3月2日の文書では、「平成19年4月に事業団に建物が返還されることが確実な場合は、民間学校法人から明渡しの確認書」を取得するよう求めている。

⑤ 「東京都社会福祉総合学院の運営に関する調査改善委員会」の設置

3月16日に、本委員会が設置された後、4月1日に副知事、出納長、教育長の特別職からなる「東京都社会福祉総合学院の運営に関する調査改善委員会」が設置され、5月25日に報告書を取りまとめた。

報告書は、社会福祉総合学院の運営等について「違法な点はない」としつつも「社会福祉総合学院の先駆的役割は削減し、今後ともコストパフォーマンスの改善が困難」であるとし、今後の改善策を示している。

今後の改善策は次のとおり。

- ① 社会福祉総合学院は平成19年3月末で廃止
- ② 都と事業団の土地等無償貸付契約は平成19年3月末で解除
- ③ 事業団の建物は、平成19年4月1日に都に建設費の償還債務付で無償譲渡
- ④ 事業団と敬心学園の定期建物賃貸借契約は平成19年3月末で終了
- ⑤ 敬心学園に対し在校生のため、平成20年度まで建物の使用を認める
- ⑥ 今後、全庁的視点にたって有効活用を図る

(2) 調査結果（詳細）

証人の証言及び提出された記録の調査により、次の点が明らかになった。

- ① 学校設立手続きに違法性はなかった。
- ② 財産管理面に違法性はなかった。
- ③ 定期建物賃貸借契約は有効に成立している。
- ④ 補助金の支出は、適法である。
- ⑤ 包括外部監査報告は、現在が違法状態にあるという指摘ではない。
- ⑥ 予算特別委員会における濱渦副知事発言は事実上修正された。
- ⑦ 予算特別委員会における民主党質問は副知事が働きかけたものである。

① 学校設立手続きの違法性の有無

2月25日の知事の定例記者会見において、社会福祉総合学院の空き教室を使って開校している臨床福祉専門学校の設立許可申請手続きについて、「学校なんて3か月でできるもんじゃない。」「特例中の特例」といった発言がされ、あたかも臨床福祉専門学校が違法な形で特別に設置されたような印象を都民に与えた。

しかし、本委員会が認可申請関係書類及び生活文化局長、敬心学園理事長の証言等を調査した結果、臨床福祉専門学校の設立手続きにおいて、違法性がないことが判明した。

(争点)

- i) 学校設立認可手続き期間が短かすぎないか。
- ii) 『特例中の特例』とは何か。

i) 学校設立認可手続き期間が短かすぎないか。

学校設立手続きの流れは、私立学校審議会に学校認可を諮問のうえ、現地調査を経て翌月の私立学校審議会にて認可適当との答申を受け、当該区市が認可する。臨床福祉専門学校は、平成14年1月31日練馬区に許可申請書を提出し、同年3月25日許可を受け、同年4月1日開校に至った。

本ケースは申請から認可まで約2か月であったが、これは、「既存建物を校舎とする場合は最短2か月で認可がおりる」という一般基準内の取扱い

であり、平成16年度で2か月で許可した例が2件あるなど、特別なケースではなかったことが明らかになった。(4月19日 山内生活文化局長証言)

- ・校舎を新築する場合：校舎建設に係る期間も含め最短期間1年
- ・既存建物を校舎として使用する場合：審査手続きのみなので最短2ヵ月

ii) 『特例中の特例』とは何か。

この表現は、私立学校審議会第一部会の議事録に記載されている文言であり、東京都私立専修学校設立認可取扱内規の例外規定を適用したという意味であることが明らかになった(4月19日 山内生活文化局長証言)

◆ 「特例」の意味

- ・校地・校舎は原則として自己所有だが借用の場合を認めていること。
- ・校舎を借用する場合は、東京都私立専修学校設置認可取扱内規により、「長期にわたり安定して使用できる条件を具備していなければならない」とされているが、本ケースは5年の定期建物賃貸借契約であること。

定期建物賃貸借契約であることから、事業団が生活文化局に対して「都の了解の下、施設を敬心学園に貸付けるとともに学院事業を委託することとした。当事業団としては敬心学園が開設を計画している福祉人材養成施設の性格に鑑みて、その事業が継続的・安定的に実施できるよう十分配慮する。」との文書を提出(平成14年3月20日)したことで、「長期にわたり安定して使用できる」という条件が満たされた。

iii) 知事の定例記者会見前日の櫻井出納長の報告

知事の定例記者会見の前日の2月24日、櫻井出納長は、都道府県会館において、社会福祉総合学院についての調査の詳細な報告を行ったことが、4月22日の証言で明らかになっている。

違法性のなかった学校設立の件について、知事があたかも違法があったように発言をした背景には、出納長からの報告において、何らかの意図を持った、恣意的な説明が行われたのであろうことは、疑いようがない。

◆ 学校設立に当たっての手續、念書

- ・平成 14 年 3 月 19 日 敬心学園から事業団あて文書：「専門学校の設置及び養成施設の指定が円滑に受けられるよう事業団の配慮をお願いします。」
- ・平成 14 年 3 月 20 日 敬心学園から事業団あて学校設立申請に係る念書：
「この度の養成施設の指定申請に関して、事業団から国及び都に提出する文書は申請事務に用いるものであり、契約期間の更新を無条件に保証するものではないことを理解。」
- ・平成 14 年 3 月 20 日 事業団から生活文化局長あて文書：「都の了解の下、施設を敬心学園に貸付けるとともに学院事業を委託することにした。当事業団としては学園が開設を計画している福祉人材養成施設の性格に鑑みて、その事業が継続的・安定的に実施できるよう十分配慮する。」
- ・平成 14 年 3 月 28 日 事業団から厚生労働省社会・援護局及び医政局あて文書：
「その事業が継続的・安定的に実施できるよう十分配慮する。」及び「リカレント教育を実施するに当たって、一定期間経過の後成果等を検証・評価する必要があると考え、当初の契約期間は 5 年とした。」

◆ 学校設立に係る土地の基準

東京都私立専修学校設置認可取扱内規

第 7 (校地等)

校地は自己所有であり、かつ、負担付きでないものとする。ただし、次のいずれかに該当し、教育上支障がないことが確実と認められる場合には、自己所有であることを要しない。

- (1)借用部分が校地面積の 2 分の 1 以下で、所有することが困難な場合
 - (2)借用部分が国、地方公共団体、住宅・都市整備公団又は東京都住宅供給公社の財産で、所有することが困難な場合
 - (3)借用部分が公益法人の所有で、当該法人の目的に照らし、設置者への寄付又は譲渡が困難な場合
- 2 前項第 1 号及び第 3 号の場合においては、20 年以上の地上権又は賃借権を設定し、登記することを要する。この場合、登記できない特別の事由がある場合には、公正証書を作成するものとする。
- 3 第 1 項第 2 号の場合においては、長期にわたり、安定して使用できる条件を具備していなければならない。

② 財産管理面の違法性の有無

事業団は、東京都から土地の無償貸付を受け、そこに建設した事業団所有の建物を民間学校法人に貸付けるため、定期建物賃貸借契約を締結した。その際、公有財産管理運用委員会への付議といった庁内手続きを経ていないため、財産管理面から不適切であったと財務局は主張する。

一方、福祉保健局は、当時、財務局から庁内手続きは不要との回答を受けており、また付議しなかったことは、公有財産規則及び「土地及び立木無償貸付契約」に抵触しないと主張しており、両者の主張は真っ向から対立している。

本委員会は、契約書等の関係書類及び福祉保健局長、財務局長、財務局財産運用部長の証言を調査した結果、財産管理面での違法性及び手続上の瑕疵はなかったとの結論を得た。

なお、東京都と事業団が締結した「土地及び立木無償貸付契約」及び庁内手続きにおける違反の有無は、善意の第三者である民間学校法人との定期建物賃貸借契約の効力に何ら影響を及ぼすものではない。

(争点)

- i) 「土地及び立木無償貸付契約」第4条(用途指定)違反に当たるか。
- ii) 「土地及び立木無償貸付契約」第5条(転貸禁止)違反に当たるか。
- iii) 公有財産管理運用委員会への再付議は必要であったか。

- i) 「土地及び立木無償貸付契約」第4条(用途指定)違反に当たるか。

平成13年10月23日に、福祉局(現:福祉保健局)は、当時の財務局財産運用部から、以下の理由から公有財産管理運営委員会に付議不要であり、「土地及び立木無償貸付契約」の内容変更には当たらないとの回答を、口頭で得たとしている。

この内容のとおり、「土地及び立木無償貸付契約」第4条には抵触しない。

- ・学院の運営形態の変更は、事業の一部を直営から委託に変更するものであり、事業の主体、建物の所有、福祉人材養成事業という目的・内容に変更がないこと。
- ・教室等の一括貸付は、委託事業等で使用しない空き時間について使用させて有効活用を図るものであり、その用途が福祉人材養成に限定されていること。

ii) 「土地及び立木無償貸付契約」第5条(転貸禁止)違反に当たるか。

事業団と敬心学園が締結した定期建物賃貸借契約は、土地の転貸契約ではなく、建物の使用を認めているだけで、権利を譲渡しているものではないので、「土地及び立木無償貸付契約」第5条違反には当たらない。(4月25日 松澤財務局長証言)

iii) 公有財産管理運用委員会への再付議は必要であったか。

再付議が必要との立場からは、当時財務局は付議不要との回答をしたとの記録はなく、また、今回のケースは、公有財産規則第46条4号の普通財産の貸付けに該当し、公有財産管理運用委員会に付議すべき事項に当たるとする。(4月19日 宮川財務局財産運用部長証言)

しかし、本委員会は、以下の理由から再付議が必要であったとは言えないと判断する。

・「土地及び立木無償貸付契約」の締結に当たって、公有財産管理運用委員会に付議をしているので、契約変更の必要がなければ、再付議は不要である。
・公有財産規則第46条4号の規定は「普通財産の貸付け並びに貸付料、権利金及び敷金の減額及び免除に関する事」という非常に簡単な規定なので、今回のように既に公有財産管理運用委員会の付議を経ている物件についてその利用状況がどの程度変われば再付議が必要かという判断基準までは示されていない。(4月25日 幸田福祉保健局長証言)

○土地及び立木無償貸付契約

第4条(用途指定等)

東京都社会福祉事業団(以下「乙」という。)は、この土地等を、第2条に定める期間中(契約締結の日から30年間)、乙が設置する福祉人材養成機関の用地等として使用しなければならない。

第5条(転貸の禁止等)

乙は、この土地等を転貸し、又はこの土地等を使用する権利を譲渡してはならない。

○東京都公有財産規則

第46条(公有財産管理運用委員会付議事項)

4 普通財産の貸付け(貸付け以外の方法により使用させる場合を含む。)並びに貸付料、権利金及び敷金の減額及び免除に関する事。

③ 定期建物賃貸借契約の有効性

i) 定期建物賃貸借契約の成立

定期建物賃貸借契約とは、期限の定めのある賃貸借契約であるが、その特徴としては、第一に、公正証書等による書面によって契約するとき限り、契約の更新がない旨を定めることができること、第二にあらかじめ契約の更新がなく、期間の満了により終了することについて書面を交付して説明しなければならないことが挙げられる。(借地借家法第38条)

事業団と敬心学園の定期建物賃貸借契約は、以下の点から、定期建物賃貸借契約として有効に成立している。

- 公正証書により契約の更新がないことを定めている。(平成14年4月22日)
- 契約締結(平成14年4月1日)に先立つ3月29日に合意確認書を取り交わし、「契約の更新がなく期間の満了により賃貸借が終了する」ことを双方で確認しており、これは、法38条の書面による事前説明に当たる。

ii) 契約が有効に成立していないとする意見とそれに対する反論

反対意見は、次のとおり定期建物賃貸借契約が成立しておらず、更新のある従来の借家契約になっていると主張する。しかし、契約の更新がないことで契約当事者双方が合意しており、定期建物賃貸借契約は有効に成立している。

《 反対意見とそれに対する反論(契約が有効との立場) 》

反対意見	理由	反論(契約有効の立場)
契約そのものに瑕疵がある。	再契約ができる旨の記載があり、契約の更新を認めていると読める。	両者が合意すれば再契約できる旨の記載にすぎない。
	法38条②の説明が書面で行われたか不明	合意確認書が法38条②の書面による説明にあたる
事業団の文書により、更新権のある借家権に変わっている。	事業団は、「その事業が継続的・安定的に実施できるよう十分配慮する」との文書を学校設立に当たって提出しており、事実上更新	<ul style="list-style-type: none"> ・事業団文書は、「配慮する」との記載のみで更新権を認めたものではない。 ・一方で、「契約期間の更新を無条

	を認めている。	件で保証するものではないことを理解」との念書を学園は事業団に提出しており、両者は、更新権がないことを確認している。
法的問題はなくても、学校という性格からみて、再契約が事実上拘束されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・5年で閉校する学校など考えられない。 ・事業団が学校設立に当たって、「継続的・安定的に実施できるよう配慮する」文書を出しているのはその証拠。 ・現実的対応として、再契約が拘束されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来、再契約を検討する際の課題であって、契約締結時に、定期建物賃貸借契約として有効に成立していることに変わりはない。

なお、事業団と敬心学園の定期建物賃貸借契約締結に至る経緯、臨床福祉専門学校のある東京都の福祉人材養成事業への貢献、同校に平成20年度まで在校生が残るといった状況などを踏まえ、平成19年度以降の対応について適切にすべきである。

◆ 借地借家法

(定期建物賃貸借)

第 38 条 期間の定めがある建物の賃貸借をする場合においては、公正証書による等書面によって契約をするときに限り、第 30 条の規定にかかわらず、契約の更新がないこととする旨を定めることができる。この場合には、第 29 条第 1 項の規定を適用しない。

2 前項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。

3 建物の賃貸人が前項の規定による説明をしなかったときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とする。

◆ 合意確認書（平成 14 年 3 月 29 日）

2 定期建物賃貸借契約の更新

甲（事業団）は、借地借家法第 38 条第 1 項の定めにより、前記契約の更新がなく期間の満了により賃貸借が終了する旨、乙（学園）が承諾することを条件として定期建物賃貸借契約をする。

4 定期建物賃貸借終了後の措置

乙（学園）は、前記契約期間の終了後、再度「東京都社会福祉総合学院運営事業者・借受者審査委員会」による審査を経て、再契約ができる旨、甲（事業団）が承諾することを条件として定期建物賃貸借契約をする。

◆ 定期建物賃貸借契約（平成 14 年 4 月 1 日）

第 4 条 契約期間は平成 14 年 1 月から平成 19 年 3 月 31 日までとし、本契約は、期間の満了により終了するが、東京都社会福祉総合学院運営事業者・借受者審査委員会において再度審査の上、再契約を可能とする。

◆ 定期建物賃貸借契約公正証書（平成 14 年 4 月 22 日）

第 2 条 本賃貸借は、契約の更新がなく、期間の満了により終了するものとする。

④ 補助金の支出の適法性

(争点)

都が無償で貸した土地の上に全額都の補助金で建物を建て、その施設を特定の学校法人に貸していることにより、結果として都が敬心学園に対して補助金を支出していることになっている。このため、補助金が不当な公金支出とみなされ、住民監査請求及び損害賠償請求の対象となりうるか。

住民監査請求及び損害賠償発生の対象となるのは、違法若しくは不当な公金の支出であるが、補助金は都の規定に基づいて事業団に支出されており、「正しいもの。」(3月29日 瀧渦副知事証言)、「問題ないもの。」(3月29日 松澤財務局長証言)である。

むしろ、本事業の賃貸料収入により、運営費補助金の削減が図られ、「このことは都監理団体改革の意向に沿い、この推進に寄与するものである。」(3月29日 赤星総務局長証言)と評価されており、適法、適正な公金支出と言える。

⑤ 包括外部監査報告への認識と対応について

i) 包括外部監査報告への認識

包括外部監査は、平成9年度の地方自治法の改正により創設された制度で、都道府県には義務付けられている。4月22日の赤星総務局長の証言にもあるように、包括外部監査報告は、現在が違法状態にあるという意味ではなく、今後、改善すべき点を指摘したものである。

従って、今後の行政運営の中で、包括外部監査結果を踏まえ、必要な点について改善する必要がある。

ii) 包括外部監査報告の事前説明について

平成16年度包括外部監査報告は、1月20日に知事ブリーフィング、1月28日の関係局長への事前説明会を経て、2月23日に議会に報告されている。

包括外部監査は、監査人が「自らの判断と責任において」監査し(地方自治法第252条の31第2項)、議会、長等に報告書を提出する(地方自治法第252条の37第5項)とされている。

しかし、議会報告の1か月以上前に知事、副知事、関係局長に事前説明されていた。その後、報告書の大きな修正が行われ、瀧渦副知事が監査報告に基づき調査を指示するなど、包括外部監査の事前説明を利用し

て一連の動きが起きている。

このため、今後、包括外部監査報告の在り方について再検討が必要である。

iii) 櫻井出納長の補助金執行停止指示について

櫻井出納長は、包括外部監査報告を受け、早々に、3月2日に、福祉保健局から出納長室に持ち込まれた社会福祉事業団に対する平成16年度の元利償還金補助金の支出を事実上差し止めた。

これについて、4月22日の櫻井出納長の証言によれば、支払期日の平成16年度末までには支出しており、執行停止には当たらないとしている。

だが、包括外部監査報告への対応は、今後の課題であるにもかかわらず、出納長自らが、報告書が出るや否や早々と調査改善計画の提出を福祉保健局だけに命じ執行停止を指示したのは、本人の弁明にかかわらず、出納長の職務権限を逸脱しており、極めて問題である。

⑥ 予算特別委員会における副知事発言の真意について

i) 予算特別委員会での発言

3月14日、予算特別委員会において、社会福祉総合学院への補助金について民主党議員が質問を行った際、担当局長ではなく、瀧渦副知事自ら答弁に立ち、「正当な形に戻さないといけない」とか「財産が正当な形で不法でない形で処理されないといけない」と発言した。(資料参照)

ii) 実質的な発言修正

この発言について、本委員会でその真意を質したところ、3月29日の瀧渦副知事の証言によれば、「将来、包括外部監査の意見等に沿った方向で改善するに当たって、法令等に違反してはならない」との趣旨で「将来への不安」を述べたに過ぎないとした。

しかし、予算特別委員会における発言は、現在、不法な状態にあることを前提にした答弁と受け止められるのが通常であり、実質的には予算特別委員会での発言の修正と言わざるを得ない。

iii) 発言の真意

濱渦副知事が、3月14日の予算特別委員会で、「都民の財産でありま
すから、正当な形に戻さないといけない」「本来の形に戻すのが一番か
と
思っております」と答弁した真意は、これまでの調査によっても十分判
明したとはいえないが、輪郭が明らかになりつつある。

本委員会の調査によって、濱渦副知事と櫻井出納長が中心となって進
めている都有財産利活用の中で、社会福祉保健医療研修センターを社会
福祉総合学院に移転し、同研修センター跡地を売却する構想があったこ
とが明らかとなった。この構想の実現のためには、学院の施設を敬心学
園に一括して貸付けている定期建物賃貸借契約を解消することが絶対的
な条件となり、まさに、このことが「本来の形に戻す」という濱渦副知
事の答弁の真意ではないかと考えられる。

⑦ 予算特別委員会における民主党質問が行われた経緯

5月12日の内田議長の証言及びそれを補完する陳述書により、予算
特別委員会における民主党議員の質問が、濱渦副知事の執拗な依頼に基
づくものであることが明らかになった。

《 主な事実経過 》

- ・ 2月25日：知事の記者会見後、富田議員は濱渦副知事に呼ばれ、「予
特で中村議員から質問をしてほしい、代表ネタではない、社会福祉総合学院
の件について疑問点を並べてくれればよい」と依頼した。(陳述書)
- ・ 3月3日：民主党名取議員が、議長室に内田議長を訪問し、「我が会派の
富田が濱渦副知事からかなりしつこく予特で社会福祉総合学院のことで質
問をするよう頼まれているので困っている」と話をし、内田議長は「質問
はやらせないほうがいいんじゃないか」と話した。(内田証言)
- ・ 3月8日：民主党富田議員、名取議員と濱渦副知事が会って、「結局、2
問程度質問をやることとなった」(陳述書)
- ・ 3月9日：濱渦副知事、富田議員、中村議員で会談し、「質問の打ち合わ
せをした」。(陳述書)
- ・ 3月11日：名取議員が議長室に内田議長を訪問し、「その後いろいろの
働きかけがあって質問することとなった」と話をした。(内田証言)

証人尋問

§ 1 証人尋問の概要

第3回委員会（平成17年3月29日）の概要	33
第4回委員会（平成17年3月30日）の概要	37
第6回委員会（平成17年4月19日）の概要	38
第7回委員会（平成17年4月22日）の概要	44
第8回委員会（平成17年4月25日）の概要	48
第10回委員会（平成17年5月12日）の概要	50

§ 2 相違する証言の主な内容

54

§ 1 証人尋問

(1) 証人尋問の概要

証人尋問は平成17年3月29日の第3回委員会から5月12日の第10回委員会までの間、延13人（実人員9人）に対して行った。

以下、証人尋問の主な内容は以下のとおりである。

第3回委員会（平成17年3月29日）

証人 ①副知事：濱渦武夫 ②総務局長：赤星経昭 ③財務局長：松澤敏夫

① 濱渦副知事の証言

○ 予算特別委員会での発言について

予算特別委員会における発言について、「包括外部監査人による社会福祉事業団の運営の在り方についての意見の中で、学院運営の実績を踏まえ、都からの補助金を極力削減できるよう根本的な見直しを図られたいという意見を受け、早期の是正を求められているという状態を危惧した。そして将来に向け改善していく時に、地方自治法等の法令に違反することのないようにという一般的な趣旨を言った。」という証言があった。

また、予算特別委員会で所管局長でなく副知事が自ら答弁したことについて、「質問書の中でQ1 監理団体改革について、A1 副知事と私の名前があったので、これに沿って監理団体担当の行政改革推進室に答弁を用意してもらった。」との証言があった。

なお、答弁について、民主党への自らの働き掛けや、民主党からの事前の打診や調整については「質問していただくようお願いしたことはない。」「事前の打ち合わせ、事前調整はない。」との証言があった。

○ 違法かどうかの認識について

「現在に不法があるということではない。」という証言があった。

また、補助金についても「今まで行われた補助金は正しいものと思っている、現在も。」との証言があった。

○ 社会福祉総合学院に問題意識を持った時期について

社会福祉総合学院について問題意識を持ったのは、「1月20日の包括外部監査人による知事のブリーフィングの時である。」とし、それ以前になぜ認識がなかったかについては、「社会福祉事業団に関する細かい情報

が手元に届いていなかった。」との証言があった。

また、第二次財産利活用総合計画に基づいた福祉保健局の研修センターとの統合の件についても「知らなかった。」との証言があった。

○ 取材について

この件について、『産経新聞』や『週刊ポスト』などマスコミからの取材及び情報提供について、「取材に応じたことはない。情報提供もない。」との証言があった。

○ 知事及び副知事の調査指示について

「1月28日、事前の包括外部監査各局事前報告会の席で、知事から『監理団体の担当として、社会福祉事業団のところをしっかりとしろ』と言われ、『総務局、財務局、福祉保健局の局長を調整しながらよく調査するように』との指示を受けた。」。このため、2月2日に3局長を呼び、「総務局長が中心になって関係各部長に指示をして、全部局挙げて協力し、詳細について精査して報告するように依頼した。」との証言があった。

この指示の際、場合によっては刑事告発もあるかもしれないという発言をしたかとの尋問に対しては否定した。なお、後の証言において総務局長、財務局長及び福祉保健局長が同様の尋問に対し「記憶にない。」と証言している。

○ 知事へのサジェスションについて

2月25日の知事の記者会見の前に、この件について知事にサジェスションをしたかということについては「全くない。」との証言があった。

○ 文書『弁護士意見』について

共産党は、都庁内部で作成された、社会福祉総合学院に関する『弁護士意見（平成17年2月2日付）』を独自に入手しており、これを提示し、この文書の存在について質問したが、「知らない。」との証言があった。

② 赤星局長の証言

○ 違法かどうかの認識について

「包括外部監査報告書には違法の記載はなく、調査の段階でも違法とい

う内容を確認していない。」という証言があった。

○ 包括外部監査の内容を知った時期について

「平成16年12月末頃に、事務局としてポイントだけ聞いた。具体的な内容を知ったのは知事へのブリーフィングの前の1月13日頃だったと思う。」との証言があった。

また、外部監査テーマの選定について、所管局長として事業団、学院を監査対象とすることをサジェスチョンしたかとの質問に対し「テーマの選定は外部監査人に任されており、示唆した覚えはない。」、また、副知事から局長や現場に指示があったかとの質問には「そういう報告は受けてない。」との証言があった。

○ 知事・副知事からの指示内容について

知事からは、「1月20日のブリーフィングの際、『事業団の土地に関して福祉保健局だけでなく局をまたいで資産の活用を考えるように』という発言があった。」、「1月28日の包括外部監査各局事前報告会の際には、『外部監査は大事なことなのでしっかりやるように』という各局への叱咤激励があった。」との証言があった。

濱渦副知事からは、「2月2日に総務局、財務局、福祉保健局の3局長が呼ばれ、福祉保健局をリーダーとした3局の部長級職員によるプロジェクトチームをつくって、社会福祉総合学院について調査するように口頭で指示された。」との証言があった。

後の尋問において、松澤財務局長及び幸田福祉保健局長も、同様の証言を行っている。

なお、この調査結果については、「2月18日に3局長が立ち合い、福祉保健局長から報告した。」とし、「この流れの中で、財産の利活用関係の手続きについて、財務局と福祉保健局の間で意見の相違があり、濱渦副知事からは、『具体的にどういう話があったのか、やりとりや発言があったのか、改善するためにはどうしたらいいのか局の見解を明らかにしてもらいたい』との指示があった。」との証言があった。

○ 社会福祉総合学院の運営に関する評価について

社会福祉総合学院の運営を民間委託するというスキームを知ったのは「総務局長に就任した平成14年7月である。」と証言したうえ、「事業団

が学院の運営を委託方式に変更したこと自体は、人員及び運営費補助金の削減が図られ、監理団体の改革の意向に沿ったものと考え、評価している。」との証言があった。

③ 松澤局長の証言

○ 違法かどうかの認識について

「土地の無償契約について、現状から見て、違法とかそういうことは毛頭ないと考えている。」、また、3月25日の予算特別委員会での、大塚副知事の『この問題について違法ということは全くない』との見解について、「全く同じ考えである。」との証言があった。

また、予算査定上も、「建設費補助と運営費補助と二つあるが、問題ないと判断した。」との証言があった。

しかし、財産管理上の契約においては、「契約の条項の一部に該当しない部分がある。」、「公共的に行うというところがそぐわないということを含めて、手続き面から不備が生じている。」、「土地無償貸付契約書第4条の中で該当しない部分、好ましくない部分が一部ある。」「9割を民間がやっているという形は好ましくない。」など、手続き面において不備があった旨の証言があった。

○ 包括外部監査の内容を知った時期について

「1月28日の包括外部監査各局事前報告会である。」との証言があった。

○ 公有財産管理運用委員会への付議を省略した経緯について

「この件は運用委員会に付議すべき事項だと考えている。」とし、福祉局（現：福祉保健局）が学院の土地の利用に関して、運営形態の見直しの際に事前に財務局財産運用部に相談し、付議がいらないと回答されたとしていることについては、「確認したところ、そういう事実はない。」との証言があった。

また、これらのやりとりについて、「文書主義でしかるべき手続きをとってやるのが基本だが、文書も残っていない。」との証言もあった。

○ 文書『弁護士意見』について

共産党が入手した、社会福祉総合学院に関する『弁護士意見（平成17年2月2日付）』の文書の存在について、「承知していない。」との証言があった。

○ 都有財産利活用推進会議について

平成16年9月24日の会議で、文京区にある福祉保健局所管の社会福祉保健医療研修センターと社会福祉総合学院の統合の取扱いについて、資料が出されていることについて、「研修施設の見直しについて、一つの例示的課題として挙げたもので、具体的なものは盛り込んでいない。」、「副知事にはこんな話はしてはいない。」との証言があった。

第4回委員会（平成17年3月30日）

証人 福祉保健局長：幸田昭一

① 幸田局長の証言

○ 違法かどうかの認識について

予算特別委員会での大塚副知事の『不法ということは全くない』との答弁と「同様に考えている。」との証言があった。

○ 社会福祉総合学院の設置の背景について

「行政改革推進大綱を踏まえた事業を発展的に継承し、福祉分野で求められている実践的かつ高い専門性を備えた人材の養成機関の整備が求められていた。」、「福祉サービスの質が求められる中、現場で働いている実務者の資質の向上についての取り組みが重要であり、リカレント教育が必要になってきた。」との証言があった。

また、「適宜、知事の判断や都議会への報告の上、設置に関する意思決定を行ってきたと認識している。」との考えを述べた。

○ 社会福祉総合学院の運営に関する評価について

「改革の効果は、経費の削減、施設の有効活用、人員削減を図り、民間の創意工夫を活かした自主事業としての福祉人材育成事業が展開できるようになったという点で成果があった。」、「運営費補助が全額削減でき、

財政再建には貢献できた。」との証言があった。

○ 運営形態の見直しを知事・副知事に報告した時期について

平成13年12月25日に運営事業者・借受者決定を副知事に報告、平成14年1月25日、民間委託・貸付による学院の運営について知事に説明しているとの証言があった。

○ 公有財産管理運用委員会への付議を省略した経緯について

「平成13年8月28日に財務局の財産運用部に見直しについての相談をし、その後、当時の担当副参事が出向いて説明をし、10月23日に公有財産管理運用委員会への付議は不要であるとの回答をもらった。」との証言があった。

○ 取材について

『産経新聞』からは、「2月1日に学院の設置に関わる経緯と学院の概要について取材があった。また、2月22日に事業団と学校法人に対し取材があり、事業団に対しては公有財産管理運用委員会に付議しなかったこと、又貸しではないかということ、都民の税金で建物を丸ごと学校法人が使用しているのはおかしいということについてコメントを求められたという報告を受けている。学校法人に対しては、当該土地が所有地だと知っているか、この建物に入るに当たって不明朗と言われていることについてどうかという内容の取材があったと聞いている。」との証言があった。

また、『週刊ポスト』からは、「3月14日の予算特別委員会質疑の直後に、学院に関する事実関係を知りたいという話があった。」との証言があった。

第6回委員会（平成17年4月19日）

証人 ①学校法人敬心学園理事長：小林光俊

②財務局財産運用部長：宮川雄司 ③生活文化局長：山内隆夫

① 小林理事長の証言

○ 違法かどうかの認識について

「違法性があるとは全く考えていない。逆に建物を目一杯活用して、都

の福祉、保健、医療の人材養成に大いに貢献していると自負している。」との証言があった。

○ 民間委託の公募に応募した経緯について

「公募は平成13年10月28日の朝日新聞の記事により知った。当時、社会福祉法人の理事長も兼務していたため、東京都社会福祉総合学院のことも知っており、その施設を利用できる魅力を感じた。これまでの福祉人材育成の実績を踏まえ、都の福祉政策に是非協力したいと考えて応募した。」との証言があった。

○ 学校設置の認可申請について

「平成13年12月28日運営受託者に決定した後必要な書類を作成し、平成14年1月31日練馬区長あてに認可申請書を提出し、3月25日認可を受け、4月1日開校に至った。」との証言があった。

また、申請から認可まで2か月と短いという点については、「通常は6か月前までと聞いていたが、都の福祉施策を学校法人に委託するという特殊事情を考慮し申請を受け付けてもらった。」との証言があった。

これらに関し、都議会や都、区のだれかに便宜を図ってもらうようなことは「一切なかった。」との証言もあった。

○ 契約内容について

「平成14年4月1日、事業団との間で5年間の建物の一括貸付である定期建物賃貸借契約を締結し、公正証書を作成している。」との証言があった。

5年間という期間については、「契約書の第4条1項では『本契約は期間の満了により終了するが、東京都社会福祉総合学院運営事業者・借受者審査委員会において再度審査の上、再契約を可能とする』という条項の趣旨について説明がありこのような形になった。」との証言があった。

さらに、「学校を長期で継続的、安定的に経営するため、事業団には引き続き学校運営をさせていただくよう強くお願いしていた。しかし3月中旬になって、事業団から平成19年3月31日をもって建物を返還してほしい旨話があり驚いている。」との証言もあった。

○ 念書について

念書を出した経緯については、「平成14年2月下旬に厚生労働省へ4学科設置の計画書を提出した際に、社会援護局と医政局から、建物賃貸契約が5年では認可できないのでそれ以上の期間使用できるという一筆をもらってほしいという要請があり、事業団から厚生労働省へ書面を提出してもらったが、事業団から敬心学園に対しては、定期建物賃貸借契約の内容をよく理解しておいてほしいという趣旨で、定期建物賃貸借契約どおり、無条件で再契約ができるものではないことについて念書を要求された。」との証言があった。

○ 報道の内容及び影響について

『週刊ポスト』等の記事の内容について詳細に尋問を行った結果、記事の内容はほとんど事実と異なっており、「きちんとした取材もなしに窃盗の疑いなどと書かれ極めて心外である。学院から備品を一つ一つ確認しないで引継ぎを受けたため、紛失の原因は明らかではないが、管理責任を果たすため平成17年3月中旬に紛失したとされる備品の代金を弁償した。」「平成18年度以前は収支も赤字であり大変厳しい。」「一連の不正を告発するといわんばかりの間違った報道に大変憤慨している。」などの証言があった。

また、報道の影響については、「実習施設や非常勤講師から疑義をただす問い合わせが続くなど、風評被害が広がっている。学生からは『学校がなくなるのではないか』、『授業料が上がるのではないか』など深刻な質問が絶えなくきている。17年度の新入予定者から21名の辞退者がでた。」との証言があった。

○ 学校を5年で廃止した場合の影響について

「転校により国家試験の受験資格がなくなるため、生徒の損害は極めて大きく、社会問題にも発展するおそれがある。また、教員、講師、事務職員も職をなくす。このような事態を回避するため移転しなければならないが適地がすぐ見つかるとは限らずどのように対処するか大きな問題である。」との証言があった。

② 宮川部長の証言

○ 違法かどうかの認識について

「事業団が自らの責任で自主事業として行うとする、土地等無償貸付契約書第4条の用途指定の規定に違反している。」との証言があった。

また、土地の転貸については、「契約上は土地の転貸ということはない。」との証言があった。

○ 学院の運営状況を認識した時期について

平成17年3月16日の財政委員会で「包括外部監査報告で知った。」と答弁したことについて「そのとおりである。」との証言があった。

また、「包括外部監査報告の中身を見ることができたのは、1月28日の夕方である。」との証言もあった。

○ 弁護士への相談について

「弁護士への相談は2月2日、2月10日、3月2日、3月17日の4回行った。この弁護士は財務局と契約している非常勤の顧問弁護士であり、『事業団が建物を貸付けた民間学校法人が専門学校を設置していること』及び『5年間の定期建物賃貸借契約だが継続的に建物を使用する可能性があるか』ということについて関心を持ち、この辺が法的にどういうことを意味するのかについて話をしたと聞いている。」との証言があった。

また、この相談の件について「財務局長に口頭で報告した。」「副知事、出納長には報告したかどうかは分からない。」との証言もあった。

なお、第3回（3月29日）の百条委員会でも尋問の対象になっていた文書「弁護士意見」の存在については「知らない。」との証言があった。

○ 財務局が生活文化局に専門学校関連の資料を依頼した件について

平成17年1月13日に生活文化局が財産運用部の求めに応じ、臨床福祉専門学校の設置認可申請資料を提出したことについて、「初めて聞いた。報告も受けていない。」との証言があった。

○ 都有財産利活用の検討について

平成15年11月の第二次財産利活用総合計画に記載されている、社会福祉総合学院と福祉保健医療研修センターの統合について、「私の現職就任前から検討が進んできたものであるが、一つの考え方を提案という形で

示したもので調整は済んでいない。」「都有財産利活用推進会議の立ち上げの準備のために福祉保健局と検討していたが、包括外部監査が入っており待つてほしいとの話があった。」「この件について一応凍結しようという報告を、2月中旬頃に出納長にした。」との証言があった。

また、当契約について、都有財産の有効活用の観点からみた場合「空気を入れておく必要はなく遊休資産をいかに有効に活用するかという観点で進めていかなければと思う。」としながらも「その事業がいいか悪いかでなく財産管理としてふさわしい手続きを踏んでいただきたい。」との証言があった。

- 福祉保健局へ通知した学校法人への明渡し請求の文書について
「公有財産規則第6条2項に基づいた調査の一環であり、財務局長の指示で出した。」「財産管理上の手続きとして5年間の定期借家契約であるということを確認しておく必要があった。」との証言があった。
- 公有財産管理運用委員会への付議を省略した経緯について
本案件は「基本的には公有財産規則第46条第4号の定めによって付議すべき事項であった。」とした上で、「経営状況等について話があったがそれ以外についてはなかったという話である。」、また、付議を要しないという答えをしていないという担当者の陳述書に「間違いないと信じている。」との証言があった。
- 借家権について
「現段階では更新権を有した借家権を認めているという可能性も否定できない。」とし、立退料を支払わなければならない可能性や、その支払から生じる住民監査請求や損害賠償請求の可能性についても肯定した証言があった。
- 取材について
『産経新聞』からは2月23日の夕刻ともう1回、担当課長の方に記者が来た。』『週刊ポスト』からは財産運用部の方に直接取材はなかったが、局の広報に取材があった。」とし、『週刊ポスト』に記載されている財務局作成の資料については「全く知らない。」との証言があった。

③ 山内局長の証言

○ 違法かどうかの認識について

「巷間で言われているような疑惑、不正、認可の過程における問題は本当にない。」との証言があった。

○ 学校設立の認可基準について

生活文化局は、私立専修学校設置の認可に当たっては、東京都私立学校審議会の意見を聞かなければならず、この手続きを所管しており、認可権を持つ区・市についても生活文化局を通じて諮問することになっていると説明した上で次の証言を行った。

2か月で認可がおりののかについて、「既存の建物を校舎として使用する場合は、最短2か月である。」、「平成16年度では2件ある。」との証言があった。

認可における『特例中の特例』とは何かについては、「1点目は、校地、校舎は原則として自己所有となっているが、今回は、校地、校舎が但し書きで認めている借用の場合であるということ。2点目は、校舎を借用する場合は、東京都私立専修学校設置認可取扱内規により、長期にわたり安定して使用できる条件を具備していなければならないことになっているが、今回の賃貸借契約は5年間であり再度審査の上再契約を可能とすることとなっていることである。」、「既存の建物を校舎として借用しているケースは他に1件ある。」との証言があった。

また、「『特例中の特例』は自由裁量ではない。特例といっても、内規に基づく但し書きの部分であり、明文の規定があるものを適用した。明文の規定がある但し書きの規定であった。」との証言もあった。

○ 校地の契約及び転貸があったかについて

「学校法人と都との土地の貸借は結んでいないが、専門学校の認可に当たっては、借地が都の所有地であると明示され、都と事業団の間で交わされた契約書で、このことが確認されたことをもって認可条件を満たしている。また、事業団と学校法人との定期建物賃貸借契約書第30条で、敷地を使用することができる定められており、本件の認可申請に当たり学校法人が都との土地の賃貸借契約を結び提出することは不要である。」との証言があった。

○ 念書について

「念書の内容は、学校法人と事業団との間で結んだ公正証書や定期建物賃貸借契約と基本的に同じものであり、生活文化局に出された文書と矛盾するものではなく認可に影響はない。」との証言があった。

○ 知事または外部への関係資料の提出について

『特例中の特例』という表現が記載された私立学校審議会第一部会の会議録について、「知事に説明したり資料提供したことはない。」との証言を行った上、「学校設置認可申請書や部会の会議録について、平成17年1月13日に財務局財産運用部に、平成17年2月28日に総務局行政監察室に提出した。」との証言があった。

さらに資料提出の経緯について、「財務局財産運用部から所有地の効率的利用について外部監査を実施しているが、社会福祉事業団の所有地を調べたところ臨床福祉専門学校の借用が出てきたので、認可の状況を知るため当時の資料を確認したいとの要請があったため。その際に『校舎の賃貸について5年で終了ではないことを明確にできる書類があればよいのだが』などということをやっていた。」との証言があった。

第7回委員会（平成17年4月22日）

証人 ①出納長：櫻井 巖 ②総務局長：赤星経昭

① 櫻井出納長の証言

○ 違法かどうかの認識について

「業務の委託については何の違法性もない。」との証言があった。

しかし、「土地の契約については、目的外使用の状態になっている。」との証言もあった。

○ 補助金の執行停止について

「福祉保健局から平成17年3月2日に支出命令書の持ち込みがされたが、支払期限は月末までであり、包括外部監査で抜本的見直しが必要であるとされ、知事から既に関係局に調査の指示が出ている中で、公金の支出に当たって慎重を期した方がよいと判断し、どうしていくのかということについて福祉保健局に照会をした。執行停止ではない。」との証言があっ

た。

また、「公金運用上、支払期限ぎりぎりで支払うというのは企業感覚からすれば当然のこと。知事がかねがね言っているコストあるいは金利意識を持てば当然のこと。」という証言もあった。

○ 予算管理上の意見について

出納長の前職が財務局長であったという立場も踏まえ、「14年度予算編成に当たって、福祉局と財務局がもう少し財産管理も含めてしっかり精査しておけば、こういうことを招かなかつた。私が就任していた16年度の予算編成に当たっても、担当レベルでもしっかり精査しておけば、このような事態に至らなかつたという責任は自覚している。」という証言があった。

○ 知事からの指示による調査について

「知事の補助機関の一員として、知事から特別に指示を受けて取り組んでいる。」、「知事と私が直結して、知事からの指示の中でいろいろ調査したものを整理して報告している。」との証言があった。

この件については、4月22日の総務局長証言では「出納長が知事からどのような指示を受けてなさっているか分からない。」、4月25日の財務局長証言では「出納長が知事の特別の指示を受けて調査しているということは、先般の委員会で初めて知った。」と証言されている。

○ 都有財産利活用推進会議の検討について

福祉保健医療研修センターを練馬に移転する計画について「練馬に移すというのは私は一切知らない。」「個別の活用事例については凍結状態である。」「公会計制度改革のために財産情報システムの構築に優先的に取り組んでいるため、まだ具体的な取り組みに至っていない。」などの証言があり、福祉保健局への働き掛けについては「私が何かやってきているというのは一切ない。」との証言もあった。

○ 濱渦副知事との関係について

「副知事の側近と言われるのは誠に心外である。」、「私は都の職員として本分を尽くすという職責があると十分自覚してやっている。」との証言があった。

○ 知事の記者会見の前日（2月24日）の行動について

出納長の専用車の記録に基づいた2月24日の行動に対して「知事に呼ばれて一人で知事に会い、特別に指示を受けていた社会福祉総合学院についてその時点で把握していたことを報告した。同じ場所にたまたま副知事は後から来ていたように記憶しているが、私が話したのはあくまで知事である。」との証言があった。

また、同日の濱渦副知事との接触について「濱渦副知事とは全く別行動でその日は一切行動を一緒にしていない。」と強く否定した証言があった。

さらに、知事への報告の際、翌日の記者会見の発言につながるような情報を与えたかについては、「けが人がでるとか言及した覚えは一切ない。」との証言もあった。

○ 文書『弁護士意見』について

財務局が顧問弁護士に相談していることや、『弁護士意見』という文書について「知らない。」との証言があった。

② 赤星局長の証言

○ 違法かどうかの認識について

「私たちは事実関係の調査を命じられている。財務局と福祉保健局において若干手続き上の意見の相違があるが、今の段階で違法であるとか調査結果では出ていない。」との証言があった。

○ 調査改善委員会について

調査改善委員会の関連文書である、平成17年3月24日付『社会福祉総合学院に関する調査改善委員会の設置について』（出納長室からの提出資料）という、今後の調査の方針を定めた文書について、調査改善委員会の事務局の長であるにもかかわらず、「出納長の答弁を聞いて初めて見た。」との証言があった。

また、「出納長が知事からどのような指示を受けているのかは分からない。」「私どもは委員長である福永副知事から、これまでの調査を引き継ぐということ、速やかに調査をするということ、将来に向けた改善策を取りまとめることという趣旨の指示を受けた。」との証言があった。

○ 包括外部監査の報告方法について

1月20日のブリーフィングは、「28日の各局事前報告会で知事から各局に外部監査の大切さを話してもらうために、事前に知事に説明をしておくためのもの。」、1月28日の各局事前報告会は「各局との最後の確認の場である。」とし、その後議会への報告までに1か月近くの間があったことや、そのような報告方法について「従前どおりに行った。今後は改めて検討する。」との証言があった。

また、議会への報告までの1か月近くの間は「不適正なことが行われたとは考えていない。」との証言もあった。

○ 包括外部監査報告書の内容の変更について

知事への報告や事前報告の段階においては、内容の訂正については「一般的には事実誤認、誤植、てにをはの誤り程度である。」としながら、1月20日から28日までの間に報告書案に資産活用に関する指摘や意見などについて大幅に加筆、訂正があったことについて、「20日に、包括外部監査人の説明の後、濱渦副知事から『社会福祉総合学院は』という話があり、知事から『都の端切れ地も含め資産の有効活用を局をまたいで考えるべき』との発言があり、包括外部監査人から『資産の活用については水道事業のところにも書いてある』という話があった。この上で包括外部監査人は、自らの判断、責任で事業団の部分に加筆、訂正したものと思う。」との証言があった。

○ 予算特別委員会の副知事答弁について

3月14日の予算特別委員会の民主党の社会福祉総合学院に関する質問については「知らなかった。」「監理団体の担当局として2度程確認し、総務局にはないと言われたので、そう考えていた。」との証言があった。

また、「副知事から指示があつて、答弁ではなく、監理団体改革の実績を教えてほしいという指示があつたので、その実績を届けた。」と、3月29日の濱渦副知事証言と食い違う証言があった。

○ 監査事務を扱う局長としての問題の捉え方

現在のような状況について「包括外部監査の報告を受け、その改善策、意見、指摘事項について、執行機関として肅々と改善策を考えるべきである。」との意見が述べられた。

第8回委員会（平成17年4月25日）

証人 ①福祉保健局長：幸田昭一 ②財務局長：松澤敏夫

① 幸田局長の証言

○ 定期建物賃貸借契約について

今件の契約について「定期建物賃貸借契約は期限の定めのある契約である。公正証書によって契約をしている。契約締結の前には合意確認書も取り交わして双方納得の上のものである。こういう点から定期賃貸借契約として有効に成立している。」「違反という認識は全く持っていない。」との証言があった。

また、5年間という期間の設定について、「リカレント教育は先駆的に実施するものであったため、一定期間の経過後その実績、成果、有効性を検証する必要があり、公有財産規則の定める定期建物賃貸借契約の上限である5年間とした。」との証言があった。

○ 補助金の執行停止について

年間の支出は4回行われると説明した上で、「3回の支出は全く問題無く行われている。4回目についても従前と同様の内容であるため、同様に対応してくれるものと考えていたが、学院の包括外部監査報告に対する局としての改善計画について提出がなければ困るという話があり、この執行に支障が生じれば大変困ったことになる」と心配をしていた。改善計画について最終案に至っていないこと等を説明したところ、口頭でいいから説明してほしいとの依頼があり、包括外部監査人から2点にわたって意見があり抜本的な見直しをとるという内容であること、局としてはこれを真摯に受け止め対応するつもりだということの説明し、出納長室から30日に支払うとの連絡を受けた。」との証言があった。

○ 都府財産管理運用委員会への付議について

「依命通達があり運用委員会に付議しようとする時はあらかじめ総合調整課長に協議しなければならないとされており、これに基づき相談するのが実態である。文書で協議しなければならないとは定められていないため、口頭で相談し、それが固まった上で正式に文書で付議依頼するのが一般的だと思う。」との証言があった。

○ 文書『弁護士意見』について

「2月2日に3局長が呼ばれた際、濱渦副知事はペーパーが入ったクリアフォルダーを持ち、包括外部監査人、弁護士などからの資料がある旨の話をしていたように記憶している。」との証言があった。

○ 学校法人に対する建物等返還の確認について

「平成17年3月2日付で財務局長名の通知により、契約が切れる平成19年4月には事業団に確実に建物が返還されるかどうか回答を求められた。返還されることが確実な場合は、確認書の作成の依頼もあった。このため、事業団理事長に私から話をし、善処方お願いすると依頼した。」との証言があった。

② 松澤局長の証言

○ 違法かどうかの認識について

「財産管理の問題から違法という認識はしてない。契約書第4条に契約違反的なものがあるが契約違反と違法は違う。一貫して違法ということは考えていない。」「事実関係を調査中でありはっきりとした結論は出ていない。」との証言があった。

また、「用途指定に該当しないという点では出納長や財産運用部長と共通の認識だが、目的外使用かという点においては、私はそういうふうに思っていない。」との証言があった。

転貸についても「転貸の契約を事実上結んでいるわけでもなく、建物は使用を認めているだけで権利を譲渡しているものではないため、5条違反ということはないと思う。」との証言があった。

ただし、借家権が生じているかどうかについては「不透明な部分がある。これからはっきりさせていかないといけない。」との証言があった。

○ 社会福祉事業団に問題意識を持った時期について

「1月28日の包括外部監査各局事前報告会の時に、民間の特定の学校法人が建物を90%使用しており、これが契約書の第4条に抵触するかという点と、建物が平成19年3月以降、継続的に使われる可能性があるのかという点の2点において問題意識を持った。」とし、平成13年度の主計部長時代には予算編成の過程等において、この問題について「その当時

は承知していなかった。」との証言があった。

○ 弁護士意見について

非常勤職員の顧問弁護士は、特定の案件に係る法律相談のため任用していると認めながらも「現状としては幅広く財産管理一般について相談している。」とし、当案件については「4回相談した。」との証言があった。

しかしながら、共産党が入手した『弁護士意見』の文書については、第3回委員会（3月29日）と同様に「承知していない。」とし、「それに基づいて何かを出したということは有り得ない。」また、この意見を副知事や出納長に報告したことも「ない。」との証言があった。

○ 生活文化局に対する資料依頼について

「前回の証人尋問の後副参事に確認したところ、自分の職務の中で問題意識を持って自分でやったと言っていた。」「私も財産運用部長も指示していない。」との証言があった。

○ 財産管理運用委員会について

委員長であるが「出席していない。」との証言があった。

第10回委員会（平成17年5月12日）

証人 ①議長：内田 茂 ②福祉保健局長：幸田昭一

① 内田議長の証言

○ 陳述書の提出について

内田証人から、自らの証言を裏付け、補強する資料として、『3月14日の予算特別委員会が行われる以前に、今回の質疑に至る経過に関して民主党富田政調会長より聞いた話の内容』について、都職員が作成した陳述書の提出があった。

この陳述書は、5月10日に山崎委員長に提出されたため、山崎委員長は弁護士に相談し、公証人役場へ行き日付の確定をし、その上で議会局に預けられたもので、委員会において、調査に係る資料として認められ、委員会において山崎委員長から読み上げられた。

この陳述書には、濱渦副知事から質問の要請を受けた民主党議員の対応、

内田議長への相談内容が、時系列に詳細に述べられている。

○ 陳述書提出の経緯について

「私の証言を側面から補強するものを示すことで、より明確に立証することができると思った。」「幾つかの情報の中から、民主党富田政調会長と、ある都庁職員の間でなされたやりとりの記録が最もふさわしい情報であると思った。」との証言があった。

【 陳述書の概要 】

社会福祉総合学院の運営等に関する問題について、本年2月から3月にかけて民主党の富田政調会長から伝達された内容について、時系列に陳述があった。

- 1 2月25日、知事記者会見後濱渦副知事から呼ばれ、予特で中村議員から質問してほしい、代表ネタではない、社会福祉総合学院の件について疑問点を並べてくれればいい旨頼まれた。けが人は誰かと尋ねたら石川区長と内田議長だと言っていた。質問するのは避けるべきだと思う。名取幹事長に連絡したら、考えると言っていた。断る場合、断り方も難しい。
- 2 3月2日、副知事から民主党の三役会議に出て直接お願いしたいという申し出があったが断った。名取幹事長も質問するべきではないと言っている。
- 3 3月3日、三役会議を延期した。同時に名取幹事長は、中村議員の予特質疑通告に監理団体を入れるよう指示した。また、内田議長と名取幹事長が会った。内田議長はこれ以上議会に手を突っ込ませないでほしいと言っていた。
- 4 3月4日、会派で打合せをした。名取幹事長は質問するべきではない、早く副知事に回答したいと言っていた。副知事と会うことになったが、都響の話に終始した。最後に質問はどうかと聞かれたので答えは引き延ばした。
- 5 3月8日、名取幹事長と自分が副知事と会った。結局2問程度質問することになった。①監理団体改革の今後の課題は、②外部監査の指摘をどう整理するのかといった質問で、副知事は現状に復すると答弁するとのことである。民主党としては特定個人の責任を問うものでないこと、また、監査は都庁内部で解決すべき問題であることを確認し

た上で受けた。

- 6 3月9日、副知事、中村議員、自分で会談し質問の打合せをした。民主党が出した条件を確認した。最悪のケースとして生活文化局長や財務局長に原則論を聞く必要があり得ると考えているが、こうした情報交換が副知事に知られるとまずい。
- 7 3月10日、名取幹事長と局長達を巻き込んでしまわないようにしようと相談した。副知事、中村議員、自分で会談した。副知事が練馬区に提出された学校法人設立認可申請書を中村議員に渡した。土地に限定した質問の方がいいと言ったら副知事も同意した。副知事がNHKに話してみたいだ。

○ 濱渦副知事から民主党への働き掛けについて

「3月14日の予算特別委員会における中村議員の質疑が、濱渦副知事側の仕掛けによってなされたことは、名取氏と私の話し合いや、陳述書、この間私にもたらされた様々な情報から明らかである。」との証言があった。

○ 濱渦副知事の偽証について

「3月29日の本委員会における濱渦副知事の、『予算特別委員会質疑に関して民主党との事前調整はない』との証言は、明らかに偽証である。」との証言があった。

○ 名取議員との話のやりとりについて

「3月3日に、名取幹事長が議長室に来て『我が会派の富田が濱渦副知事から、かなりしつこく予特で社会福祉学院のことで質問するよう頼まれて困っている』との話があった。」「名取幹事長は『私としては質問を行うべきではないと考えているが、知事の側近であり余りむげな対応も出来ないので苦慮している。質問しない予定でいきたい』と言っていた。」との証言があった。

これに対して内田証人は、『そんなことを民主党の会派として受けたら大問題になるし、議会の中でも孤立する。議会の立場としても見過ごすことはできない。やめさせた方がいい』と意見を述べていた。」との証言もあった。

これらのやりとりを始め、時系列に、民主党から話のあった内容、これらに対して内田証人が行った指示と対応について、詳細な証言があり、最終的には「3月11日に名取幹事長が議長室に来て『その後いろいろの働き掛けがあって質問することとなった。自分としては都政の中で今まで積み上げてきた立場、議会内での議長を初めとした信頼関係など全部無にすることになるといって頑張ったがだめだった』と報告があった。」との証言があった。

② 幸田局長の証言

○ 公有財産管理運用委員会への付議不要の回答の経緯について

前回の尋問において、付議不要との回答が「平成13年10月23日であった。」と証言したことと、同様の記述がある当時の予算説明資料に、2001年10月12日という日付があることに、民主党が『矛盾している』とした件について、「12日は単に資料を作成した日である。学院の見直しを主計部に説明をした18日の段階では、付議及び協議の要否については財産運用部から得られてないものの、学院の委託貸出併用方式という見直しの考え方そのものについては、平成13年8月28日から開始した財産運用部への説明で理解が得られていたので、要求資料にその旨を記載し、協議状況についても主計部に対して説明を行った。」との証言があった。

§ 2 相違する証言の主な内容

① 濱渦副知事から民主党への働き掛け

- ・ 濱渦副知事は3月29日の尋問で、予算特別委員会の質問に関し、自ら民主党の議員に働き掛けをしたことについて「質問していただくようお願いしたことはない。」と証言している。
- ・ 一方、内田議長は5月12日の尋問で「3月3日に名取幹事長が議長室に来て『我が会派の富田が濱渦副知事からかなりしつこく予特で社会福祉学院のことで質問するよう頼まれて困っている』との話があった。」との証言を始め、民主党から話のあった内容やこれらに対して行った指示や対応を詳細に証言し、「予算特別委員会で民主党中村議員が行った質疑が、濱渦副知事側の仕掛けによってなされたことは、名取氏と私の間の話し合いや、この間にもたらされた様々な情報から明らかである。したがって、3月29日の本委員会における濱渦副知事の、予算特別委員会質疑に関して『民主党との間で事前調整はない』との証言は、明らかに偽証である。」とし、この証言の裏付けとなる陳述書の提出も行った。

② 予算特別委員会で濱渦副知事が答弁した経緯について

- ・ 濱渦副知事は3月29日の尋問で「質問書の中でQ1 監理団体の改革について、A1 副知事と私の名前があったので、監理団体担当の行政改革推進室に答弁を用意してもらった。」と証言している。
- ・ 一方、赤星総務局長は4月22日の尋問で「監理団体改革は総務局所管であるが、副知事に質問したいという話だったので、どういうことかと思った。2度程確認したが、総務局にはないと言われていた。副知事から指示があったのは答弁ではなく、監理団体改革の実績を教えてほしいという指示があったので届けた。」と証言している。

③ 契約違反かどうかの認識について

- ・ 宮川財務局財産運用部長は、4月19日の尋問で「都と事業団の土地等無償貸付契約書第4条で定める用途指定というのは、事業団が自らの責任で自主事業として行うという規定なので、この規定に反しており契約違反である。」と証言している。
- ・ また、櫻井出納長は4月22日の尋問で「都と事業団の間で土地の契約があるが、その使用目的からすれば目的外使用の状態になっていると考えている。」と証言している。

- ・ これに対し、松澤財務局長は3月29日及び4月25日の尋問で「契約の条項の一部に該当しない部分、好ましくない部分がある。」「契約書第4条に契約違反的なものがある。」としながら、目的外使用については「私はそういうふうには思っていない。」と櫻井出納長、宮川財産運用部長と認識を異にする証言をしている。
- ・ 一方、福祉保健局長は4月25日の尋問で「契約締結に至るまでの間、きちんとした手続きを踏んで行ってきた。違反をしているという認識は全く持っていない。」と証言している。

④ 公有財産管理運用委員会への付議について

- ・ 松澤財務局長及び宮川財産運用部長は、いずれも「この案件は付議すべき事項であった。」とし、担当者が福祉保健局に対し『付議しなくてよい。』と回答したことについては、松澤財務局長が3月29日の尋問で「そういう事実はない。」と証言し、宮川財産運用部長が4月19日の尋問で「経営状況等について話があったがそれ以外についてはなかったという話である。付議を要しないという答えをしていないという担当者の陳述書に間違いはない。」と証言している。
- ・ 一方、幸田福祉保健局長は3月30日の尋問で「平成13年8月28日に財産運用部に運営の見直しについての相談をし、その後当時の担当副参事が出向いて説明を行い、10月23日に付議は不要であるとの回答を得た。」と証言している。
- ・ なお、当時の両局のやりとりの経緯について、福祉保健局からは3月28日に当時の担当者の証言による事実確認の文書が、財務局からは4月15日に当時の担当者による陳述書等が、総務局行政監察室を通して、それぞれ記録として提出されている。

⑤ 定期建物賃貸借契約の考え方について

- ・ 社会福祉事業団と敬心学園の契約について、小林敬心学園理事長は4月19日の尋問で、「5年間の定期契約であり、初めから契約更新が約束されているものではない。」と証言している。

しかし、「通常、学校設置を引き受けるに当たって、5年で終わることを考える人はいない。」という考えも述べ、「事業団との契約締結に係る打合せの際に、学校を長期で継続的に安定的に経営するため、事業団には引き続き学校運営をさせてもらえるよう強くお願いしており、事業団からは契約書の第4条第1項で『本契約は期間の満了により終了するが、再度審査の上再契約を可能とする』という条項の趣旨につ

いて説明があり、このような形になった。」と証言している。

- ・ また、櫻井出納長は4月22日の尋問で「契約書と公正証書と念書があることによって定借の権利関係が非常に不透明になっている。本契約に至るまでの過程、公正証書をつくるまでの過程をみると、更新ということを前提に話を詰めてきているように見受けられ、一定の言質を相手に与えている可能性もある。」と証言している。
- ・ 一方、幸田福祉保健局長は4月25日の尋問で「公正証書によって契約をしている。また、契約締結の前には合意確認書も取り交わし『契約の更新がなく期間の満了により終了する』旨、双方納得の上のものである。こういう点から定期建物賃貸借契約として有効に成立している。」と証言している。
- ・ なお、山内生活文化局長は4月19日の尋問で「この問題は福祉保健局、財務局、社会福祉事業団及び敬心学園の四者間の問題であり、当局は判断する立場にないが、学校の認可については適正であった。」と証言している。

⑥ 弁護士意見の存在について

- ・ 共産党が独自に入手し、3月29日の委員会において提示した『弁護士意見』という文書について、濱渦副知事は3月29日の尋問で「知らない。」と証言している。

この文書については、松澤財務局長、宮川財産運用部長、櫻井出納長に対しても尋問を行っているが、いずれもその文書の存在を「知らない。」と証言している。

- ・ 一方、幸田福祉保健局長は4月25日の尋問で「2月2日に濱渦副知事から3局長が呼ばれた際、濱渦副知事はペーパーの入ったクリアフォルダーを持ちながら、『包括外部監査人、弁護士などからの資料がある』旨の話をしていた。」と証言している。

⑦ 住民監査請求及び損害賠償請求の可能性について

- ・ 宮川財務局財産運用部長は4月19日の尋問で「更新権を有した借家権を認めているという可能性も否定できない。」とし、それを前提に、敬心学園に対する立退料を支払わなければならない可能性や住民監査請求の対象となる可能性、その結果による損害賠償請求の可能性について「可能性はある。」と証言している。
- ・ また、櫻井出納長は4月22日の尋問で「損害賠償という形になる

か管理監督責任という形になるかわからないが責任問題が発生する可能性もある。」「定期借家契約の権利関係が不透明になっているので、定期借家権ではなく一般借家権ということになると、立退料が発生する。」と証言している。

- ・ さらに、松澤財務局長は4月25日の尋問で「定期借家権でなく通常の借家権が発生しているかどうかについては、非常に不透明な部分がある状況である。」と証言している。
- ・ 一方、幸田福祉保健局長は4月25日の尋問で「定期借家権は有効に成立している。」、また、補助金の点については、「建物の賃貸料が入ることは、むしろ運営費補助金の削減という視点で対応してきた。」と証言している。

資 料 編

- § 1 社会福祉法人東京都社会福祉事業団による東京都社会
福祉総合学院の運営等に関する調査特別委員会設置要綱・・・59
- § 2 委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
- § 3 記録一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
- § 4 平成16年度包括外部監査報告における社会福祉総合
学院に対する指摘事項(抜粋)・・・・・・・・・・・・68
- § 5 予算特別委員会会議録(抜粋)・・・・・・・・・・・・78
- § 6 石原知事定例記者会見録(平成17年2月25日分抜粋)・・・78
- § 7 地方自治法関連条文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79
- § 8 社会福祉総合学院設置から特別委員会設置に至る動き
(年表)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81

§ 1 設置要綱

社会福祉法人東京都社会福祉事業団による東京都社会福祉総合学院 の運営等に関する調査特別委員会設置要綱

1 名称

社会福祉法人東京都社会福祉事業団による東京都社会福祉総合学院の運営等に関する調査特別委員会

2 委員会の法的根拠

地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項ないし第11項に基づく調査を行うため、同法第110条第1項及び東京都議会委員会条例第4条により特別委員会を設置する。

3 調査事項

社会福祉法人東京都社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が運営する東京都社会福祉総合学院（以下「学院」という。）に関する次の事項

- (1) 学院に関する平成16年度包括外部監査結果に対する東京都の対応
- (2) 学院の設立の経緯及び運営の状況
- (3) 学院に関連する財産管理の状況
- (4) 事業団が学院に関連して東京都から受けた補助金の執行状況
- (5) 事業団が福祉人材養成事業に関して学校法人と締結した契約内容
- (6) その他調査に必要な事項

4 委員会組織

委員は13名とし、議長指名による。委員長1名、副委員長2名、理事4名を置く。

5 調査期限

本調査が終了するまでとし、閉会中も調査を行うことができる。

6 調査経費

300万円とする。

§ 2 委員名簿

職 名	委 員 名	所 属 会 派	備 考
委員長	山崎 孝明	自 民 党	
副委員長	木内 良明	公 明 党	
同	野村 有信	自 民 党	
理 事	東村 邦浩	公 明 党	
同	高島 なおき	自 民 党	
同	大西 英男	自 民 党	
同	名取 憲彦	民 主 党	
委 員	曾根 はじめ	日本共産党	
同	藤田 愛子	ネ ッ ト	
同	柿沢 未途	民 主 党	H17. 4. 1～
同	松村 友昭	日本共産党	
同	宮崎 章	自 民 党	
同	服部 ゆくお	自 民 党	
同	土屋 たかゆき	民 主 党	～H17. 4. 1

§3 記録一覧表

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
1	社会福祉総合学院に関する包括外部監査の実施経緯及び監査報告書	東京都知事	17.3.23	17.3.28
2	東京都における公有財産に関する処理手続の概要がわかるもの	東京都知事	17.3.23	17.3.28
3	社会福祉総合学院の設置から運営形態見直しにいたるまでの経緯を整理したもの	東京都知事	17.3.23	17.3.28
4	社会福祉総合学院の設置に係る東京都の補助金の執行状況を整理したもの	東京都知事	17.3.23	17.3.28
5	福祉人材養成機関のあり方検討委員会報告	東京都知事	17.3.23	17.3.28
6	新たな福祉人材養成機関の基本計画	東京都知事	17.3.23	17.3.28
7	福祉人材養成機関の整備方針	東京都知事	17.3.23	17.3.28
8	社会福祉総合学院に係る公有財産運用委員会議案及び会議録	東京都知事	17.3.23	17.3.28
9	社会福祉総合学院に係る土地及び立木無償貸付契約書	東京都知事	17.3.23	17.3.28
10	福祉人材養成機関整備費銀行借入金償還金元利補助要綱	東京都知事	17.3.23	17.3.28
11	福祉人材養成機関整備費銀行借入金償還金元利補助の債務負担の決定に係る予算案の写し	東京都知事	17.3.23	17.3.28
12	福祉局において実施した社会福祉総合学院見直しに関する検討報告書など関係資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
13	社会福祉総合学院運営方法変更に係る東京都社会福祉事業団理事会議案書	東京都知事	17.3.23	17.3.28
14	社会福祉総合学院運営方法変更に係る福祉局の承認決裁文書	東京都知事	17.3.23	17.3.28
15	社会福祉総合学院運営事業者・借受者の公募手続に関する資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
16	社会福祉総合学院運営事業者・借受者の公募に係る審査委員会関係資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
17	社会福祉総合学院運営事業者・借受者選考に係る結果公表資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
18	学校法人敬心学園との社会福祉総合学院の運営委託及び建物の賃貸借契約に関する基本協定	東京都知事	17.3.23	17.3.28
19	学校法人敬心学園の専門学校設置に係る東京都私立学校審議会の会議に関する資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
20	学校法人敬心学園からの専門学校設置認可申請書及び同校設置要綱	東京都知事	17.3.23	17.3.28
21	学校法人敬心学園の学校設置認可申請に伴い東京都及び厚生労働省に提出された東京都社会福祉事業団の文書	東京都知事	17.3.23	17.3.28
22	学校法人敬心学園との運営業務委託・建物賃貸借契約締結に関する文書	東京都知事	17.3.23	17.3.28
23	東京都社会福祉事業団が「そのもののあり方を問われている」具体的内容に係わる資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
24	「ほったらかしにされている端切れ地などの公有財産を有効に使うための調査がこの発端」との知事答弁の調査の内容とこれに係わる関連資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
25	社会福祉総合学院と福祉保健局所管施設に係わる財産利活用計画検討資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
26	知事答弁での「局が出した念書」と、特例中の特例と述べた「ある文書」及び知事への報告日並びに説明者	東京都知事	17.3.23	17.3.28 一部不存在

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
27	この件に係わる関係3局に指示された知事の文書	東京都知事	17.3.23	17.3.28
28	平成11年3月25日に東京都社会福祉事業団との間で締結した都用地の無償貸付契約と東京都公有財産管理運用委員会の決定文書	東京都知事	17.3.23	17.3.28
29	平成13年当時の公有財産管理に係わる財務局財産運用部の内部事務処理基準及びマニュアル	東京都知事	17.3.23	17.3.28
30	「補助金が正当でないかもしれないという疑念が発せられた」との副知事答弁に相当する包括外部監査の指摘文書及び副知事の判断根拠となった資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
31	「不法でない形で処理」、「本来の形に戻す」との副知事答弁の「不法」とする根拠及び「本来の形」についての具体的内容	東京都知事	17.3.23	17.4.15
32	産経新聞の記事と包括外部監査の意見との対比表	東京都知事	17.3.23	17.3.28
33	「全体的にちゃんと把握していない」との松澤財務局長答弁の理由と、そのことと主計部長の職責上の関係を整理した資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
34	松澤財務局長が今回の包括外部監査報告が出されるまで「財産の状況を正式に知り得なかった」理由と、そのことと財務局長の職責上の関係を整理した資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
35	34に係わって「正式」ではなく非公式でも事前に情報を把握していた場合、その情報提供者とこれに係わる関連資料	東京都知事	17.3.23	不存在
36	松澤財務局長が「契約違反で財産管理の面から不適正」としたものを「違法とか不当ではない」と考える根拠と見解	東京都知事	17.3.23	17.3.28
37	財政委員会で財務局長が債務負担行為に基づく準義務的経費と答弁している予算の執行を、出納長室が停止できる予算事務処理及び会計規則上の根拠と、これに係わる法令等の解釈並びに他の類似事例を整理した資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
38	出納長室の所管事項と事案決定権限	東京都知事	17.3.23	17.3.28
39	本件予算の執行停止の指示者氏名と指示に係わる資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
40	都立施設改革プロジェクトチームの検討資料と報告書	東京都知事	17.3.23	17.3.28
41	都立施設改革プロジェクト報告により民間活用することとした施設に係わる資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
42	福祉改革STEP2に係わる検討資料及び報告書	東京都知事	17.3.23	17.3.28
43	福祉改革STEP2及び都立施設改革に係わって知事・副知事及び関係局に対して説明並びに報告した資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
44	設立に係わる検討経緯及び建設計画（基本計画・基本設計・実施設計）、建設規模見直し、人材養成方法・養成規模見直し等の資料並びにこれに係わる意思決定の状況がわかる書類	東京都知事	17.3.23	17.3.28
45	土地及び施設に係わる取扱について検討・調整した内容がわかる記録及び関連資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
46	補助金の取扱について検討・調整した内容がわかる記録及び関連資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
47	監理団体改革について検討・調整した内容がわかる記録及び関連資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
48	今回の包括外部監査報告以前に、社会福祉総合学院に係わって調査・検討したことがある場合、その資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
49	社会福祉総合学院に係わって外部機関等に検討、調査・分析などを依頼していれば、その依頼文書と提供資料並びに検討結果報告書など入手資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28
50	都議会でのこれまでの社会福祉総合学院に係わる質疑議事録	東京都議会 議会局	17.3.23	17.3.28

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
51	2月25日知事記者会見で「特定の学校法人が学校を設置して運営している。13年11月民間に委託すると言うことは聞いたが、学校をつくるとは聞いていない。だいたい学校は前後あわせて3か月ではできない。この問題はけが人が出る」と知事が発言した内容を事前に知事に説明した説明者氏名と説明内容がわかる資料	東京都知事	17.3.23	不存在
52	総務・財務・福祉保健局及び関係者に対する産経新聞の取材に係わる取材報告書など対応した内容がわかる資料	東京都知事	17.3.23	17.3.28 一部不存在
53	社会福祉総合学院設置に至る経緯とその内容を示す資料の写し	東京都知事	17.3.23	17.3.28
54	建設費償還財源確保に関わる事務手続きと東京都が債務負担行為をとり事業団に償還財源補助を保証する決定をするに至った経緯	東京都知事	17.3.23	17.3.28
55	54に係わり同様の事例として味の素スタジアム買取りに関わる考え方の相違点	東京都知事	17.3.23	17.3.28
56	運営方法見直し検討の経緯とその内容を示す資料の写し	東京都知事	17.3.23	17.3.28
57	1月28日の公式報告以前に知事・副知事に対して行われた、包括外部監査結果の事前説明に係わる資料及び会議録	東京都知事	17.3.23	17.4.15
58	1月28日に知事に対して包括外部監査人が行った公式の事前報告会に係わる資料及び会議録	東京都知事	17.3.23	17.4.15
59	1月28日以降、瀧渦副知事が①総務・②財務・③福祉保健局長に対して行った調査指示の内容と関連資料及び会議録	東京都知事	17.3.23	17.3.28 一部不存在
60	57以降、知事・副知事からの指示を受け、関係三局間で取り交わした文書及び資料並びに会議を開催し調整した場合、その会議録	東京都知事	17.3.23	17.4.15
61	57以降、知事・副知事からの指示を受け、関係三局長が所管部長へ指示した内容及び関連資料並びに会議を開催し調整した場合その会議録	東京都知事	17.3.23	17.4.15
62	57以降、知事・副知事からの指示を受け、関係三局長が瀧渦副知事に対して行った報告内容及び関連資料並びに会議録	東京都知事	17.3.23	17.4.15
63	包括外部監査人が社会福祉総合学院に係わる意見及び指摘の作成に当たって入手した資料及びその提供者と入手日がわかる資料	包括外部監査人	17.3.23	17.3.28
64	東京都社会福祉事業団に係わる東京都監理団体経営計画（平成11年度から平成15年度）	東京都知事	17.3.23	17.3.28 一部不存在
65	経営計画策定過程における検討資料、ヒアリング議事録及び局提出資料（平成11年度から平成15年度）	東京都知事	17.3.23	17.3.28 一部不存在
66	社会福祉総合学院に係わる記述がある東京都監理団体経営計画資料及びその方針を意思決定した際の起案文書	東京都知事	17.3.23	17.4.6
67	見直しに係わる局予算要求資料及び主計部長査定、財務局長査定、知事査定の各段階における社会福祉総合学院に係わる資料（付属資料含む）	東京都知事	17.3.23	17.3.28
68	平成14年1月31日練馬区長あて設立認可申請書類、添付書類も含め一式に係わる情報開示請求者一覧表	練馬区長	17.3.23	不存在
69	専修学校設置基準及び東京都専修学校設置認可取扱内規	東京都知事	17.3.23	17.3.28
70	臨床福祉専門学校設置認可に係わる私立学校審議会議事録	東京都知事	17.3.23	17.3.28
71	学事部における設置認可検討書類一式	東京都知事	17.3.23	17.3.28
72	学校法人敬心学園の定款、経歴、実績、並びにこれまで経営してきた専門学校などの概要	学校法人敬心学園理事長	17.3.23	17.3.28
73	平成13年秋の公募について、公募説明会の参加者及び応募した四者のリスト	東京都知事	17.3.23	17.3.28
74	平成13年度、東京都社会福祉事業団による社会福祉総合学院発足の際、学科構成を決定した経緯と関係する会議の記録及び決裁文書	東京都知事	17.3.23	17.3.28

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
75	専修学校に関する国の設置基準、並びに都の設置認可取扱内規	東京都知事	17. 3. 23	17. 3. 28
76	社会福祉総合学院の敷地を行政財産から普通財産に変更した経緯と手続きに関する文書	東京都知事	17. 3. 23	17. 3. 28
77	外郭団体にいったん貸与された都所有地で、そこに建てられた施設を民間法人に貸し付けている他の事例	東京都知事	17. 3. 23	不存在
78	本件に係わって、財務局と福祉保健局との間でやりとりされた全ての文書	東京都知事	17. 3. 23	17. 3. 28
79	包括外部監査に先立って、本件について弁護士が行った調査内容と関係文書	東京都知事	17. 3. 23	17. 4. 15
80	社会福祉総合学院の事業及び学校法人敬心学園の独自事業、受託事業それぞれの施設の利用状況	東京都知事	17. 3. 23	17. 3. 28
81	2月25日の記者会見での、この問題での知事の発言記録	東京都知事	17. 3. 23	17. 3. 28
82	3月14日予算特別委員会での中村委員への知事の答弁中、「局が出した念書」あるいは「ある文書に、学校法人の成立に特例中の特例とかいう認識を局が述べている」と知事が指摘した文書	東京都知事	17. 3. 23	17. 4. 6
83	3月14日予算特別委員会での知事答弁で触れられた、関係の3人の局長に指示したとされる内容及び添付した文書	東京都知事	17. 3. 23	17. 3. 28
84	濱渦副知事が座長を務める監理団体改革推進委員会の設置要綱及び発足時からの議題と資料並びにこれに係わるヒアリング日程、参加者名簿、関係資料一式	東京都知事	17. 4. 8	17. 4. 15
85	包括外部監査人及び補助者が監査実施時に作成している監査調査書、ワーキングペーパーなどの資料のすべて	包括外部監査人	17. 4. 8	17. 4. 15
86	総務局行政監察室が今回の件に係わって内部調査で収集した資料一式及び調査報告など調査結果を整理した資料	東京都知事	17. 4. 8	17. 4. 15
87	総務局行政監察室が職権により、上記86の内部調査、事情聴取等を行うことができることの根拠を整理した資料	東京都知事	17. 4. 8	17. 4. 15
88	前回の委員会で赤星証人が発言した、昨年12月末事務局として説明を受けた「包括外部監査のポイント」に係わる資料のすべて	東京都知事	17. 4. 8	17. 4. 15
89	前回の委員会で赤星証人が発言した、今年1月13日頃、直接総務局長が知った「包括外部監査の内容」に係わる資料のすべて	東京都知事	17. 4. 8	17. 4. 15
90	包括外部監査人が得た平成16年4月1日から平成17年3月31日までの都から得た監査に係わる全資料のリスト	包括外部監査人	17. 4. 8	17. 4. 15
91	都が平成16年4月1日から平成17年3月31日までに包括外部監査人に提出した監査に係わる全資料のリスト	東京都知事	17. 4. 8	17. 4. 15
92	平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間に、社会福祉事業団及びこの関連で知事がブリーフィング、情報提供、面談等を受けた場合、この記録と使用した資料のすべて	東京都知事	17. 4. 8	17. 4. 15 一部不存在
93	平成14年4月1日から17年3月31日までの間に、財務局財産運用部が弁護士・公認会計士・不動産鑑定士等外部機関に意見を求めた事項一覧及び、これに係わる回答資料のすべて	東京都知事	17. 4. 8	17. 4. 15
94	日本共産党が松澤財務局長証人喚問で示した弁護士意見（平成17年2月2日付）のペーパーと、この資料を作成した者の氏名	東京都知事	17. 4. 8	不存在
95	記録No.60の関係で三局部長会会議録中、財産運用部長発言の「顧問弁護士とかいる」という文言があったが、これに係わる相談や面談、照会などの内容がわかる資料のすべて	東京都知事	17. 4. 8	17. 4. 15
96	過去一年間に財務局が、東京都社会福祉総合学院に係わる財産上の問題について取りまとめた資料と、これに係わる弁護士意見	東京都知事	17. 4. 8	17. 4. 15
97	包括外部監査実施要領など外部監査人の監査項目選択の基準がわかる資料	東京都知事	17. 4. 8	17. 4. 15

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
98	包括外部監査人及び補助者の監査調書またはワーキングペーパー	包括外部監査人	17.4.8	17.4.15
99	敬心学園の学生及び保護者から今回の件で、東京都の方へ問合せが来ているのであれば、それらの声を文書にしたもの	東京都知事	17.4.8	17.4.15
100	社会福祉総合学院の運営委託、建物貸付に関して、平成13年12月に副知事に、平成14年1月に知事に対して行われたブリーフィングの資料と記録	東京都知事	17.4.8	17.4.15 一部不存在
101	石神井学園、社会福祉総合学院及び旧練馬保母学の用地の財産状況	東京都知事及び 公安委員会委員長	17.4.8	17.4.15
102	都府財産利活用検討会議の議事録と資料すべて	東京都知事	17.4.8	17.4.15
103	「第2次財産利活用総合計画」の策定及び具体化の経過に関する記録と資料のすべて	東京都知事	17.4.8	17.4.15
104	濱渦副知事の平成13年以降の行動記録	東京都知事	17.4.8	17.4.15 一部不存在
105	この件に関し、財務局の内部で弁護士からの意見を求めた内容のすべて	東京都知事	17.4.8	17.4.15
106	財産利活用委員会の実施日と案件目録	東京都知事	17.4.8	17.4.15
107	施策を予算化するときの実現性と適法性などをどのように議論をして予算化するのか、その内容がわかる資料	東京都知事	17.4.8	17.4.15
108	1月20日外部監査のレク資料と2月23日に議会に発表されたものに一部違いが見られるが、この間どのような事情があつてどのように議論がなされたかがわかる資料のすべて	東京都知事及び 包括外部監査人	17.4.8	17.4.15
109	平成14年3月頃、当時の旧福祉局が、社会福祉事業団の定款変更の際して、総務局、また財務局と協議をした、その資料	東京都知事	17.4.22	17.4.25
110	平成13年10月頃から、平成14年3月にかけて、旧福祉局が社会福祉事業団の14年度の予算関係について、財務局主計部予算課と折衝した際の財務局主計部の予算担当者の記録	東京都知事	17.4.22	17.4.25
111	緒方弁護士との顧問契約書と非常勤職員としての身分を明らかにする文書	東京都知事	17.4.22	17.4.25
112	緒方弁護士が、その顧問契約を結んでから今日に至るまで担当した事件の案件の一覧	東京都知事	17.4.22	17.4.25
113	財務局の顧問弁護士の一覧表	東京都知事	17.4.22	17.4.25
114	濱渦副知事の平成13年以降の行動記録（日程ではなく実際に行動した記録の資料）	東京都知事	17.4.22	不存在
115	社会福祉総合学院の資産の売却に係わる相談、提案、検討等がなされている場合、その記録、文書（文書がなければ、当時の売却に係わる担当者の記憶に基づく報告書）	東京都知事	17.4.25	17.5.2
116	16年度内で包括外部監査人が監査事務を進めている中で、社会福祉総合学院の資産の売却について提案、相談等がなされている場合、その記録、文書	包括外部監査人	17.4.25	17.5.10
117	平成11年1月の福祉局福祉人材養成機関整備方針について、同年2月に開かれた社会福祉事業団理事会の議事録	東京都知事	17.4.25	17.5.2
118	平成11年10月19日の社会福祉事業団理事会の議事録	東京都知事	17.4.25	17.5.2
119	平成13年10月9日の社会福祉事業団評議員会の議事録	東京都知事	17.4.25	17.5.2
120	平成13年10月1日の社会福祉総合学院運営協議会の議事録	東京都知事	17.4.25	17.5.2
121	平成11年8月までに実施したリカレント教育に関するニーズ調査とその結果	東京都知事	17.4.25	17.5.2

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
122	平成11年8月に社会福祉総合学院を平日夜間と土曜開講に決定したことに係る福祉局の全文書	東京都知事	17.4.25	17.5.2
123	平成16年3月26日付福生地第2157号の文書とその決裁の文書	東京都知事	17.4.25	17.5.2
124	社会福祉総合学院に関する整備費補助の平成18年度以降各年度の見込み額	東京都知事	17.4.25	17.5.2
125	都立高等保育学院及び都社会事業学校の定員、応募者数、入学者数、卒業者数、教員数、職員数、予算、決算等の事業概要	東京都知事	17.4.25	17.5.2
126	平成17年2月24日に櫻井出納長が知事に東京都社会福祉総合学院の調査の件で説明した内容と関連資料	東京都知事	17.4.25	17.5.2
127	濱渦副知事の公用車の平成13年以降の運行記録	東京都知事	17.4.25	17.5.2 一部不存在
128	第二次財産利活用総合計画の対象物件など詳細な資料	東京都知事	17.4.25	17.5.2
129	石原知事に東京都社会福祉総合学院の資産売却を説明した資料及び石原知事への説明者及び説明した日付、時間がわかる資料	東京都知事	17.5.2	不存在
130	平成17年2月24日22時40分から23時10分まで櫻井出納長の公用車に出納長と同乗した「外1名」の職及び氏名	東京都知事	17.5.2	不存在
131	濱渦副知事が平成17年3月29日の尋問で事前入手を証言した「監理団体についてQ、監理団体改革について現在までの改革の取組状況とその成果も含めて見解を伺う。A、副知事」なる質問文とその関連質問も含めた質問全文並びに濱渦副知事が質問文を入手した相手方の職及び氏名	東京都知事	17.5.2	17.5.10
132	濱渦副知事が平成17年3月29日の尋問で証言した、平成17年3月14日の予算特別委員会の中村委員の質疑に関連して監理団体担当に用意させた答弁及び答弁内容について濱渦副知事と説明者との具体的なやり取りの日時とその内容並びに説明者の職及び氏名	東京都知事	17.5.2	17.5.10
133	平成17年3月14日の予算特別委員会の中村委員の質疑に関して、総務局が濱渦副知事の指示を受けて用意した「監理団体改革の実績」なる資料及び濱渦副知事と説明者との具体的なやり取りの日時とその内容並びに説明者の職及び氏名	東京都知事	17.5.2	17.5.10
134	平成17年4月25日の尋問で幸田福祉保健局長が証言した、平成17年2月2日に濱渦副知事が、総務、財務、福祉保健の関係3局長に調査指示した際に副知事本人が所持していた一切の資料	東京都知事	17.5.2	17.5.10
135	記録提出請求により提出された資料NO.30「平成16年度監査報告概要版の補足説明」の作成を濱渦副知事が包括外部監査人に依頼した日時、場所及び同席者並びに依頼した際の具体的なやり取りに係わる資料	東京都知事	17.5.2	17.5.10
136	記録提出請求により提出された資料NO.30「平成16年度監査報告概要版の補足説明」を濱渦副知事が包括外部監査人から受け取った日時、場所及び同席者並びに包括外部監査人から報告を受けた際の具体的なやり取りがわかる資料	東京都知事	17.5.2	17.5.10
137	平成17年4月1日に知事が設置した社会福祉総合学院の運営に関する「調査改善委員会」の設置及び体制の検討に関して開催されたすべての会議の開催日時及び出席者並びに会議録又はやり取りの内容がわかる資料	東京都知事	17.5.2	17.5.10
138	平成17年4月1日に知事が設置した「調査改善委員会」の開催実績及び出席者並びに会議録又はやり取りの内容がわかる資料	東京都知事	17.5.2	17.5.10
139	平成13年8月ごろから11月ごろまでに、福祉局が、この件で、主計部や財産運用部に提出した資料すべて	東京都知事	17.5.2	17.5.10
140	敬心学園が社会福祉総合学院の運営受託を募集した際の敬心学園理事会及び評議委員会の決議録	学校法人敬心学園理事長	17.5.2	17.5.9

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
141	既資料NO. 77について、再度ビックサイトや国際フォーラムなどを含む前例が、また、外郭団体にかかわらず都有地を無償又は減額している土地に、民間が入居・使用している前例（不法占拠や裁判係争中のものも含む）がわかる資料とその後、公有財産管理運用委員会に協議したすべての資料	東京都知事	17. 5. 2	17. 5. 10
142	平成13年度から現在までの公有財産管理運用委員会の開催実績と委員の出席状況がわかる資料。また、当該委員会の付議、再付議する場合の考え方がわかるすべての資料	東京都知事	17. 5. 2	17. 5. 10
143	東京都における定期建物賃貸借契約を結んでいる物件における賃料及び相場賃料の一覧	東京都知事	17. 5. 2	17. 5. 10
144	株式会社国際フォーラム及びビックサイト株式会社への土地賃貸借契約に係る契約書類等一式	東京都知事	17. 5. 2	17. 5. 10
145	東京都社会福祉総合学院に係わって東京都社会福祉事業団と東京都との間で締結している土地無償貸付契約と、株式会社国際フォーラム及びビックサイト株式会社との土地賃貸借契約について、用途指定規定など、その内容についての類似点と相違点を比較した財務局の考え方のわかる資料	東京都知事	17. 5. 2	17. 5. 10
146	敬心学園と社会福祉事業団との間で定期建物賃貸借契約が有効に成立するための条件についての財務局見解	東京都知事	17. 5. 2	17. 5. 10
147	「公有財産関係の条例及び規則の施行について」中「第六 その他の事項、一 運用委員会付議」で運用委員会付議を除外する項目が限定列挙されているが、この中で「用途変更」とは何を示すのか、それがわかる資料	東京都知事	17. 5. 2	17. 5. 10
148	4月28日知事記者会見で「今度正式に委嘱する」とされている弁護士の氏名と委嘱内容、委嘱理由、及びこれまでの本件との係わりについてわかる資料	東京都知事	17. 5. 2	17. 5. 10
149	出納長が社会福祉総合学院並びにその運営に関して、財務局財産運用部に対して直接指揮命令できる法令上の根拠	東京都知事	17. 5. 2	17. 5. 10
150	出納長が尋問で一人で調査をしていると証言をしているが、知事と直結して調査することができる法令上の根拠等	東京都知事	17. 5. 2	17. 5. 10
151	濱渦副知事と櫻井出納長それぞれの公用車について、平成17年1月5日、平成17年1月20日、平成17年1月26日及び平成17年2月24日の運転日誌	東京都知事	17. 5. 12	17. 5. 13
152	平成17年1月5日、出納長専用車で22時20分から22時40分、新宿区から杉並区まで同乗した「外1名」とされる人物の氏名及び役職	東京都知事	17. 5. 12	不存在
153	平成17年1月20日、出納長専用車で20時30分から20時50分、新宿区から杉並区まで同乗した「外1名」とされる人物の氏名及び役職	東京都知事	17. 5. 12	不存在
154	平成17年1月26日、出納長専用車で23時から23時30分まで、港区から杉並区まで同乗した「外1名」の氏名及び役職	東京都知事	17. 5. 12	不存在
155	社会福祉総合学院の建物について、定期賃貸借契約とすることを決めた日時と決定にかかわるすべての文書	東京都知事	17. 5. 12	17. 5. 13
156	財務局の顧問弁護士である緒方弁護士との顧問契約事項以外の事項を相談してきた根拠と報酬	東京都知事	17. 5. 12	17. 5. 13
157	緒方弁護士の担当した事項の相談内容を記録した全文書	東京都知事	17. 5. 12	17. 5. 13

<陳述書>

No.	件名	提出者		提出日
1	内田議長の証言を補完するため提出された陳述書	都職員	-	17. 5. 12
2	虚偽の陳述の認定に対する陳述書	濱渦副知事	-	17. 5. 31

§ 4 平成16年度包括外部監査報告における社会福祉総合学院に対する指摘事項（抜粋）

<平成16年度包括外部監査報告書（P190～199）より>

9 東京都社会福祉総合学院通学課程の運営方法の抜本的な見直しについて

(1) 学院運営の経緯について

平成9年10月、福祉局（現福祉保健局）は、本格的な少子・高齢社会を迎え、実践的で高い専門性を備えた人材を養成し、東京都の福祉水準の一層の向上を図ることを目的として、「新たな福祉人材養成機関の基本計画」を策定した。

基本計画における新たな福祉人材養成機関は、現場で働く福祉分野の実務者に対してリカレント教育（現職継続教育）を行う一方、昼夜開講する専修学校として、社会福祉士、介護福祉士、保育士の養成も行うもので、同年12月に、都立石神井学園の木造体育館などの敷地を活用することとして校舎の基本設計に着手した。

平成11年1月には、「福祉人材養成機関の整備指針」を策定し、福祉人材養成機関の実施主体を事業団に決定し、3月には、東京都と事業団との間で、「① 福祉人材養成機関の用地等として使用すること、② 転貸してはならないこと」などを条件に、土地の無償貸付契約が締結され、事業団は、校舎の建設工事契約（1期分6,000 m²）を締結した。

同年8月には、リカレント教育に関するニーズ調査の結果と東京都の財政事情等の理由により事業の変更案が検討され、10月には、リカレント教育を柱とする福祉人材養成機関（平日夜間と土曜日に開講）に修正され、合わせて社会福祉士養成施設通信課程を設置（校舎の自己保有を要件として厚生省（現 厚生労働省）の指定が必要）することとして、平成13年4月に東京都社会福祉総合学院（以下、「学院」という。）を開校した。

事業団は、平成15年度以降、銀行借入金償還金に対する東京都の補助金が増加すること、平日の昼間に行っていた特別養護老人ホーム研修が平成14年度で終了することを考慮し、空き教室の有効利用と運営経費の削減を図り、受託者に経営努力をさせる仕組みを導入する趣旨等から、平成13年10月には、学院事業の運営受託者と、学院の建物を借り受けて、独自の福祉人材養成事業を行う借受者を民間事業者から公募することとした。平成14年4月からは、特定の学校法人が、5年間の契約で学院事業の運営を受託すると同時に学院の建物を借り受けて、医療・福祉系の専門学校を運営している。

これにより、銀行借入金償還金を除く東京都の運営費補助は、平成14年度以降、廃止された。

(2) 学院の教育内容と収支状況について

学院の教育内容および収支状況は、以下に掲げた(表2-16)および(表2-17)に示したとおりである。

(表2-16) 東京都社会福祉総合学院の教育内容(平成16年度)

	主たる教育目標	定員数	入学者数	運営形態
通学課程	1 福祉経営科は学院独自のもので社会福祉経営の新しい理論と、経営の実際を学ぶ課程である。 2 福祉サービス科は、子ども家庭・障害者・高齢者の3コースから構成され、各分野別に基本的な理論と、福祉現場で起きている諸問題に対応できるためのスキルを習得する課程である。	80人	36人	特定の学校法人に運営委託
通信課程	福祉サービスに必要な専門的知識・技術を身につけ、権利擁護に関する高い意識と豊かな感性を備え、人の心を理解しながら意思の疎通を図ることのできる専門職としての社会福祉士を目指す課程である。	200人	229人	特定の学校法人に一部事務委託

(表2-17) 平成15年度の東京都社会福祉総合学院の収支状況表

(単位：千円)

東京都社会福祉総合学院事業収支				
収入		支出		差引
学生納付金	73,547	人件費支出	31,241	
手数料収入・雑収入	3,677	事務費支出	59,845	
建物貸付料収入	57,150	租税公課	19,965	
		減価償却費	67,345	
		借入金利息支出	34,742	
収入計	134,374	支出計	213,138	△78,764

(注) 1 上記の表は、事業団の平成15年度の事業活動収支計算書をもとに、収支総額を明らかにするため、運営受託者が収入として計上している授業料等(事業活動収支計算書上では、平成14年度に収入計上している平成15年度分通信課程授業料等21,870千円も含む。)を加えて、内容に応じて組み替えて作成している。

2 借入金利息支出は、建物貸付料を収入として計上しているため、民間企業の会計を考慮して学院の費用に含めて記載している。

通学課程は、以下に示した（表 2-18）および（表 2-19）のとおり、毎年入学者が減少しており、出席者数も低調なのが実情であるが、その理由としては、社会福祉の現場に携わる社会人は、変則勤務従事者も多く、また、最寄の駅から遠いなど学院への通学が比較的不便であること、さらには資格の取得に結びつかないこと等が考えられる。

（表 2-18）東京都社会福祉総合学院通学課程の定員と入学者の推移比較表

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
入学者 ①	68 人	62 人	36 人
定員 ②	80 人	80 人	80 人
入学率 ①/②	85%	77.5%	45%

（表 2-19）東京都社会福祉総合学院通学課程の平成 15 年度テーマ科目別出席者数

テーマ科目名	科目数	開講回数合計(回)	平均出席者数(人)
全科目共通	8	31	20.3
福祉サービス科共通	7	37	16.5
福祉経営科専門	11	59	9.6
子ども家庭コース専門	10	54	4.9
障害者コース専門	7	42	8.0
高齢者コース専門	8	44	10.7
パソコン教室	1	5	13.4

（注） 平均出席者数は加重平均による人数である。

福祉を取り巻く社会状況が大きく変化するなか、学院通学課程が目指すリカレント教育に独自性はあるものの、社会人向けの福祉教育は、他の福祉系大学院や専門職大学院で実施されている。

特定の学校法人との定期建物賃貸借契約が平成 19 年 3 月まで有効であることと、特定の学校法人の教育機関としての責任を考慮する必要があるが、他の福祉系大学院や専門職大学院との提携等や、受講者が少ないコースの閉鎖、東京都が保有するより交通の便の良い施設への移転などを検討していくべきである。

意見（2-11）東京都社会福祉総合学院通学課程の運営方法の抜本的な見直しについて

福祉現場に携わる社会人のためのリカレント教育を行っている東京都社会福祉総合学院（以下、「学院」という。）の通学課程は、定員 80 人に対して、平成 15 年度において入学者は 62 人であり、平成 16 年度の入学者は 36 人となっている。

定員割れになっている理由として、福祉現場に携わる社会人は、変則勤務従事者も多く、また、最寄りの駅から遠いなど学院への通学が比較的不便であることや、新たな資格の取得に結びつかないこと等が考えられる。

よって、民間機関や区市町村においても多様な福祉教育が実施されている実情を踏まえ、他の福祉系大学院や専門職大学院との提携等や、受講者が少ないコースの閉鎖、東京都が保有するより交通の便の良い施設への移転などを検討して、学院通学課程の運営方法を抜本的に見直しされたい。

10 東京都社会福祉総合学院の運営の改善について

9 (1)「学院運営の経緯について」に述べたように、平成13年10月には、建物等の有効活用を図るため学院の運営と共に、学院の建物を借り受けて福祉人材養成事業を行う民間事業者を公募することとなり、平成14年4月から特定の学校法人が、学院事業の受託と自らの専門学校の運営を行っている。

学院建物等の使用の状況等や、事業団の収益事業に係る損益および東京都が補助金として事業団に支出している学院の建物に係る借入金の償還額および支払利息は、以下に示した(表2-20)、(表2-21)および(表2-22)のとおりである。

(表2-20) 東京都社会福祉総合学院の施設の使用状況並びに取得価額の内訳
(単位:千円)

	面積	竣工(購入) 年月	取得価額	使用状況
校舎	5,422.96 m ²	平成12年8月	1,902,922	特定の学校法人と共同使用で、事業団の試算によれば、学院の使用割合は10%である。
アリーナ (体育館)	792.00 m ²			特定の学校法人と共同使用で、学院の使用割合は10%とされているが、事実上ほとんど使用していない。石神井学園の児童は優先的に使用できる契約となっている。
器具・備品			115,790	特定の学校法人に無償貸与するが、特定の学校法人の責任において管理し、定期建物賃貸借契約解除時に返還されるものである。
土地	6,612.45 m ²		388,289	東京都が所有している。

(注) 1 校舎、アリーナの取得価額は、区分経理できないため、総額で記載している。

2 土地の価額は、東京都財産台帳(平成11年3月改定)により算出している。

(表 2-21) 東京都社会福祉総合学院の収益事業損益内訳書

(単位：千円)

勘定科目		平成 15 年度
事業収入		57,150
建物貸付料収入	注 1	57,150
雑収入		0
収 益 合 計 (A)		57,150
事務費支出		57,366
租税公課		19,965
雑 費	注 2	37,402
減価償却費		60,611
費 用 小 計 (B)		117,977
借入金利息支出	注 3	34,742
費 用 合 計		152,719
収益合計－費用合計(A－B)		△ 95,569

- (注) 1 建物貸付料収入のうち、特定学校法人に対する賃貸料は 56,700 千円（消費税込み）である。
- 2 雑費 37,402 千円は、平成 14 年度に都の補助金により負担した学院委託時の事業所税を、平成 15 年度財政援助団体等監査の指摘により、平成 15 年度に都に返還したことにより生じた一過性のものである。
- 3 事業団では借入金利息支出を、すべて公益事業会計に賦課しているが、建物貸付料を収入に計上しているため、民間企業の会計を考慮して借入金利息支出を加えた費用合計を記載している。
- 4 (注 2) の一過性の要素を除いた、平成 15 年度の費用合計は 115,318 千円であり、その場合の「収益合計－費用合計」は△58,168 千円となる。

(表 2-22) 東京都社会福祉総合学院の施設取得に係る借入金の償還額および支払利息すう勢比較表

(単位：千円)

年 度	元 本	利 息	計
平成 11 年度	—	3,196	3,196
平成 12 年度	—	25,451	25,451
平成 13 年度	—	35,940	35,940
平成 14 年度	—	35,334	35,334
平成 15 年度	187,015	34,742	221,757
平成 16 年度(予定)	268,630	30,609	299,239
平成 17 年度以降 平成 22 年度まで (予定)	1,424,791	77,724	1,502,515
合 計	1,880,436	242,997	2,123,433

事業団は、学校法人に学院事業の委託と建物等の施設の貸し出しを一括して行うことにより、学院を昼夜活用し、経費削減を図ったと説明しているが、以下のような問題がある。

- ① 特定の学校法人が賃借している学院の建物の借入金償還額および利息相当額をすべて都が補助金として事業団に支出していること

学院の建物は、平成14年4月に特定の学校法人に5年間の定期建物賃貸借契約により賃貸されており、事業団の算定で90%の割合が特定の学校法人の校舎として使用され、賃貸料収入は収益事業収入とされているにもかかわらず、借入金償還額（平成15年度 187,015千円）および利息相当額（34,742千円）が、すべて都からの補助金として事業団に支出されている。

特定学校法人は、学校教育法に基づき専門学校を設置しており、今後も校舎として継続的に使用する可能性がある。その一方、当該建物に係る借入金償還額および利息相当額を都が全額補助金として事業団に支出している現況を維持すれば、今後、平成22年度までに約18億円、累積で約21億円が都からの補助金として支出されることが見込まれている。

- ② 賃貸料は、プロポーザル方式による提案額を参考に決定されており、適正水準か否かが不透明であること

前ページの（表2-21）に示している建物貸付料収入のうち、平成15年度の賃貸料は56,700千円（消費税込み）であるのに対し、借入金利息支出、収益事業に係る減価償却費、租税公課などの発生経費の合計額は152,719千円（事業所税相当額の補助金の東京都への返還に係る一過性の要素を除くと115,318千円）である。

さらに、学院の建物は、東京都の土地に建設されており、上記の発生経費に加えて地代相当額を考慮して賃料を算定することが適切であると考えられる。

学院建物の建設経緯と福祉人材養成機関としての性質を考慮しても、現在の賃借料は、そのコストベースとは、大きな乖離がある。

- ③ 施設の活用状況が経済性、効率性の観点から判断して不十分であること

施設の活用状況を見ても、① シャワー設備付きアリーナ、② 防音装置付きピアノ練習室および③ OA室等の利用度はきわめて低いままになっている。

たとえば、ピアノ練習室は、保育士の養成施設に必要なものであるとしても、学院および特定の学校法人の双方でほとんど使用されていない。

シャワー設備付きアリーナは、隣接する都立石神井学園の児童は利用しているが、学院の通学課程在籍者の利用はないに等しく、特定の学校法人の利用も限られている。このように、新しい施設であるにもかかわらず、十分な利用がされていない。

このような学院運営の実態を踏まえ、都からの補助を極力削減できるよう、学院の運営のあり方について抜本的な見直しを図る必要がある。

この場合、現在の資産の活用方法については、局内だけではなく、都全体としての有効活用を含めて検討すべきである。

なお、事業団が契約を更新する場合には、賃貸料等の改定交渉を行うなどの対策を講じる必要がある。

意見（2-12）東京都社会福祉総合学院の運営の改善について

学院の建物は、学院の委託事業および独自の福祉人材養成事業を学院の建物を用いて行うという条件のもと公募した結果、平成14年4月に特定の学校法人に5年間の定期建物賃貸借契約を結んで一括賃貸されており、建物の90%相当部分は特定の学校法人が使用し、賃貸料収入は事業団の収益事業として計上されている。

学院の建物は、特定の学校法人が継続的に使用する可能性があるが、借入金償還額および利息相当額は、すべて都からの補助金として事業団に支出されており、現況を維持すれば、今後、平成22年までに約18億円、累積で約21億円が都から支出されることが見込まれている。

学院建物の賃貸料はプロポーザル方式による提案額を参考として決定されている。平成15年度の賃貸料は56,700千円であるのに対し、その維持コストは、東京都が所有する土地の地代を考慮しなくても現在の賃貸料より大きな費用であり、学院建物の建設経緯と福祉人材養成機関としての性質を考慮しても現在の賃貸料とは大きな乖離がある。

施設の活用状況を見ても、① シャワー設備付きアリーナ、② 防音装置付きピアノ練習室および③ OA室等の利用度はきわめて低いままになっている。

よって、このような学院運営の実態を踏まえ、都からの補助を極力削減できるよう、学院の運営のあり方について抜本的な見直しを図られたい。

この場合、現在の資産の活用方法については、事業団・局内だけではなく、都全体としての有効活用を含めて検討されたい。

なお、事業団が契約を更新する場合には、賃貸料等の改定交渉を行うなどの対策を講じられたい。

1.1 東京都社会福祉総合学院の物品管理指導の改善について

平成14年4月以降、民間の学校法人が、学院の受託運営を行う一方、学院の建物等の施設を一括して借り受けて独自の福祉人材養成事業を行うための専門学校を運営している。

学院の建物内には、① 学院開校時までに工事で備え付けられた物品、② 事業団が購入した物品、③ 東京都練馬高等保育学院などから事業団が譲り受けた物品が置かれており、その総額は、平成16年10月時点での保全物品一覧台帳によれば183,907千円である。

これらの物品は、① 学院専用として使用しているものと、② 特定の学校法人の専門学校が専用として使用しているもの、③ 共通使用しているものがあり、公募条件に従って借受者が物品管理することになっている。

現地を実査した際、物品に付されたシールに記載されている所在場所と実際の物品の所在場所が異なるものが散見されたため、事業団が借受者に現品と台帳の照合を要請したところ、本来、借受者が定期的を実施すべきである現品と台帳の照合が十分に実施されておらず、現品の確認に相当時間を要したうえ、台帳に記載された物品のうち、以下に示した(表2-23)に記載するものの所在が不明であることが判明した。

事業団は、定期的借受者に現品と台帳を照合することを求め、毎年度末に保全物品一覧台帳を提出させることを含め、物品管理指導を徹底すべきである。

(表2-23) 東京都社会福祉総合学院の所在不明物品の一覧表

(単位：円)

品名	数量	単価	金額
ビデオプロジェクター	1	265,388	265,388
マイクロホン	2	12,096	24,192
カセットレコーダー	1	18,113	18,113
カセットレコーダー	2	18,112	36,224
ICレコーダー	2	15,792	31,584
合計			375,501

指 摘 (2-1) 学院における物品管理指導の改善について

現地を実査した際、物品に付されたシールに記載されている所在場所と実際の物品の所在場所が異なるものが散見されたため、事業団が借受者に現品と台帳の照合を要請したところ、本来、借受者が定期的を実施すべきである現品と台帳の照合が十分に実施されておらず、現品の確認に相当時間を要したうえ、台帳に記載された物品のうち、一部のものの所在が不明であることが判明した。

よって、事業団は、定期的借受者に現品と台帳を照合することを求め、毎年度末に保全物品一覧台帳を提出させることを含め、物品管理指導を徹底されたい。

§ 5 予算特別委員会会議録（抜粋）

以下は、平成17年3月14日の平成17年度予算特別委員会における総括質疑第2日目の中村委員と瀧渦副知事との質疑応答の抜粋である。

○中村委員 次は、監理団体について質問をさせていただきます。

（略）

○中村委員 ところで、都民共有の財産である都有地に都民の税金をつぎ込んで建設した社会福祉事業団の建物を特定の民間学校法人が独占的に使って学校を開設するということを認める重大な意思決定が、一体全体いつ、だれによって行われたのか。そもそも、このような重要なことを、知事が決定がないというのにどうしてできたのか、理解できないことが多過ぎます。監理団体に対する都民の厳しい目線にも耐えられるよう、この際しっかりと調査し、厳正に正していただきたい。

それと同時に、今回の包括外部監査による社会福祉事業団に対する指摘や意見は、単に社会福祉事業団の研修事業にとどまらず、都の財政面、予算面、さらに指定管理者制度の導入を目前にして、監理団体として社会福祉事業団のあり方そのものにも及ぶ重大な問題であります。

そこで、最後に、財務局や監理団体の改革を所管する副知事に、今後この問題、どのように取り組んでいくのか、その考えをお伺いいたします。

〔「おかしいじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○瀧渦副知事 お答えをいたしますが、包括外部監査人によって、現在の問題として行われている補助金が正当ではないかもしれないという疑念を発せられました。そうすると、それが都民の財産でありますから、正当な形に戻さないといけない。そのときに、その土地であり、建物等々を含めて、財産が正当な形で、不法でない形で処理がされないといけないと思います。そのためには、もう一度この中身を精査して、本来の形に戻すが一番かと思っております。

〔「おかしいよ」と呼び、その他発言する者多し〕

§ 6 石原知事定例記者会見録（平成17年2月25日分抜粋）

以下は、平成17年2月25日の石原知事定例記者会見における東京都社会福祉総合学院に係る発言の抜粋である。

【記者】二つ目なんですが、先日、都議会で結果報告がされました包括外部監査の結果について、知事はどういうふうにお考えになりますか。

【知事】あれはね、とっても大事な問題が出てきて、ちょっとびっくりしているんですよ、私もね。社会福祉総合学院なるものについては、都民共有の財産である都有地を使って、特定の学校法人が学校を設置して運営している

ということですが、私はこれは認めた覚えはありません。13年の11月に民間に委託するという事だけは聞きましたけど、その後、ここで一々話しません、もう少し精査して報告もするし、皆さんも調べていただければわかるけど、かなり無理なことをしている感じがするね。大体、学校なんてのはね、前後合わせて3カ月でできるもんじゃない。しかも、残っている文書の中に特例中の特例だとか、どういう権限で出たかわからない念書なるものがあるって、これはとっても大変な問題だと思います。学校ができて、そういう形で運営されていたのは初めて聞きました。これは外部監査のメリットの一つで、私はこういうものは正面から受けとめて、正すものは正していかなきゃならないと思っています。けが人が出るかもしらんね、この問題は。

§ 7 地方自治法関連条文

第 98 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

第 100 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。)に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定があるものを除く外、前項の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

3 第一項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰

金に処する。

- 4 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。
- 5 議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。
- 6 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。
- 7 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。
- 8 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- 9 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- 10 議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- 11 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

§ 8 社会福祉総合学院設置から特別委員会設置に至る動き（年表）

時 期	事 項
平成6年11月	福祉局が「福祉人材養成機関のあり方検討委員会」の最終報告
平成9年10月	福祉局が「新たな福祉人材養成機関の基本計画」を策定 ※ 専修学校として設置することとしていた。
平成9年12月	第1期分（床面積6,000㎡）のみの基本設計に着手
平成10年9月	専修学校を社会福祉士・介護福祉士・保育士の養成機関を設置することに事業変更 ※ 専修学校を養成施設に変更
平成10年11月	校舎の実施設計に着手
平成11年1月	福祉局が「福祉人材養成機関の整備指針」を策定 福祉人材養成機関の実施主体を事業団に決定 ※ 実施主体を事業団に決定
平成11年2月	都の決定を受け、事業団の理事会にて福祉人材養成機関の設置運営事業を決定
平成11年3月17日	公有財産管理運用委員会に付議・可決
平成11年3月25日	福祉局と事業団の間で「福祉人材養成機関の用地等として使用すること、転貸してはならないこと」等を条件に土地の30年間無償貸付契約を締結
平成11年3月	事業団が校舎の建設工事契約を締結
平成11年4月	「福祉人材養成機関整備費銀行借入金償還金元利補助要綱」の制定
平成11年6月	事業団が福祉局と協力し、リカレント教育のニーズ調査
平成11年8月	福祉局と事業団が事業内容変更案をとりまとめ
平成11年10月	事業団理事会にて事業内容の変更決定 ※ 研究科は養成施設としての設置を延期し、リカレント教育に特化
平成11年12月	福祉局が「福祉改革ビジョン」を策定
平成12年8月31日	学院校舎竣工
平成13年3月	事業団が13年度事業計画決定 ※ 研究科、通信科（養成施設指定）の開講等
平成13年4月1日	東京都社会福祉総合学院の開校
平成13年8月28日	福祉局が財務局財産運用部に学院見直し内容の説明、事前相談
平成13年9月18日	局と事業団で学院の自立経営について検討し改革方針決定
平成13年10月	事業団が学院運営協議会にて空き教室の一括貸出を了承、理事会にて決定

平成 13 年 10 月 23 日	財務局が福祉局に公有財産管理運用委員会に付議不要との回答（財務局は否定） 福祉局が事業団に対して学院の運営方法変更の承認
平成 13 年 10 月 25 日	福祉局と事業団が学院の運営事業者・借受者の公募要項公表 ※ 応募者受付期間：平成 13 年 10 月 26 日～11 月 26 日
平成 13 年 11 月 16 日	主計部長予算査定
平成 13 年 11 月 27 日	福祉局が「福祉改革 STEP 2」を知事にブリーフィング
平成 13 年 12 月 20 日	学院運営事業者・借受者審査委員会（4 法人）
平成 13 年 12 月 25 日	学院運営事業者・借受者決定を知事に報告
平成 13 年 12 月 28 日	学院運営事業者・借受者を学校法人敬心学園に決定
平成 14 年 1 月 31 日	敬心学園が臨床福祉専門学校設置認可申請
平成 14 年 3 月 20 日	事業団が生活文化局あて「学校設立申請について」の文書提出 敬心学園から事業団へ「念書」提出
平成 14 年 3 月 25 日	敬心学園が学校設置認可を受ける
平成 14 年 3 月 29 日	合意確認書
平成 14 年 4 月 1 日	運營業務委託契約・定期建物賃貸借契約の締結 敬心学園による事業運営を開始
平成 14 年 4 月 22 日	公正証書作成
平成 14 年 8 月 31 日	運營業務委託契約の一部変更
平成 14 年 9 月	都が監理団体改革実績報告書の作成（社会福祉総合学院の運営の民間学校法人への委託及び建物の賃貸借について記述あり）
平成 14 年 10 月	敬心学園が臨床福祉専門学校の事業一部開始
平成 15 年 4 月	敬心学園が臨床福祉専門学校の事業本格開始
平成 15 年 6 月	学院運営検討委員会報告書を事業団理事長に報告
平成 16 年 3 月	事業団が社会福祉士短期養成施設（通信課程）の設置計画を厚生労働省に提出
平成 16 年 9 月 24 日	都府財産利活用推進会議及び幹事会の開催 包括外部監査の現地実査
平成 17 年 1 月 20 日	包括外部監査報告についての知事へのブリーフィング
平成 17 年 1 月 28 日	包括外部監査各局事前報告会
平成 17 年 2 月 2 日	瀧副知事から 3 局長（総務、財務、福祉保健）へ部長級 P T をつくって調査するよう指示
平成 17 年 2 月 3 日	財務局から福祉保健局へ「土地及び立木無償貸付契約」に関する件文書照会
平成 17 年 2 月 9 日	福祉保健局から財務局へ 2 月 3 日付文書照会の件回答
平成 17 年 2 月 18 日	3 局 P T 報告書を瀧副知事に報告

平成 17 年 2 月 23 日	都議会に包括外部監査報告 「歪んだ補助金」という新聞報道
平成 17 年 2 月 24 日	櫻井出納長が知事に学院について報告
平成 17 年 2 月 25 日	知事記者会見（「けが人がでる」発言）
平成 17 年 3 月 2 日	財務局が福祉保健局へ「土地及び立木無償貸付契約」に関する件文書照会 福祉保健局が出納長室に補助金の支出命令書持ち込みするが支払停止
平成 17 年 3 月 14 日	都議会予算特別委員会で濱渦副知事の「正当でない・不法」発言
平成 17 年 3 月 15 日	福祉保健局が財務局へ 3 月 2 日付文書照会の件回答
平成 17 年 3 月 16 日	社会福祉法人東京都社会福祉事業団による東京都社会福祉総合学院の運営等に関する調査特別委員会（100条委員会）の設置
平成 17 年 3 月 30 日	出納長室、補助金の支払い